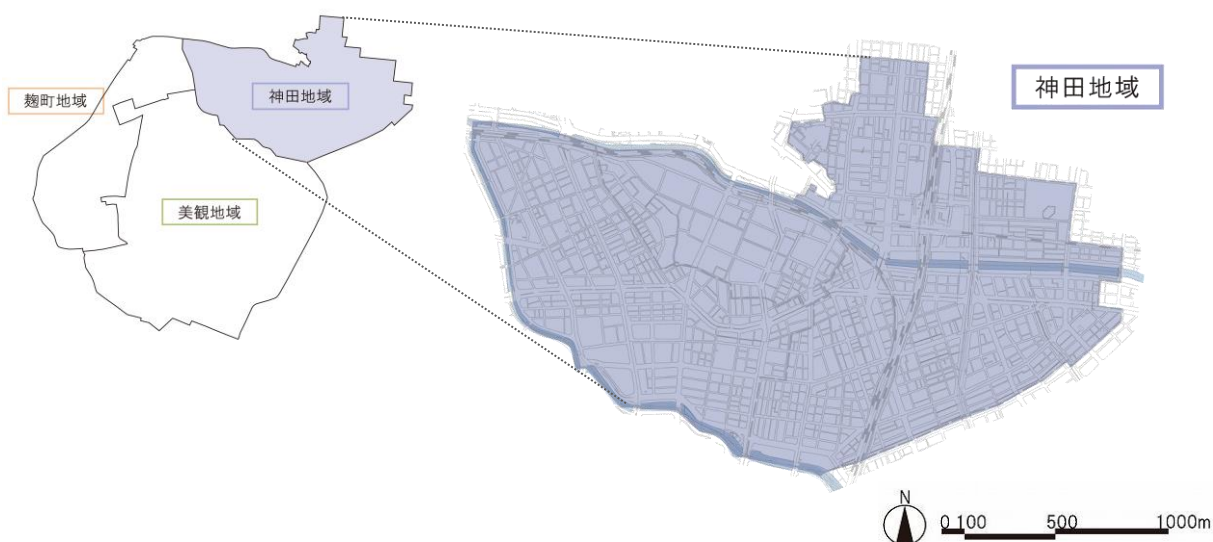


iii. 神田地域

神田地域

神田地域には、江戸時代から町民のまちとして活気があり、現代でも、職人のまち、学生のまち、電気街など、多彩な顔を持つ界限が形成されている。



1. 地形と水・緑

(1) 地形

皇居の北東に位置する神田地域は、北部に舌状にのびた本郷台地（神田山）の高台と周辺の低地で構成され、神田明神は本郷台地の東縁の高台に位置しています。本郷台地から駿河台が人力で元和3(1617)年に開削され、平川、小石川の流れが東遷となり、隅田川から舟運が牛込まで可能となりました。江戸期神田といわれた地域は神田橋から東の地域で、神田川を挟んで外神田、内神田、神田大通りで東神田、西神田と分かれていました。神田橋の西側の低地は小川町と呼ばれていました。



神田地域の地形

(2) 水と緑

神田地域は神田川と外濠に縁どられ、北部に舌状にのびた本郷台地（神田山）の高台縁辺部の崖線に緑が残されています。

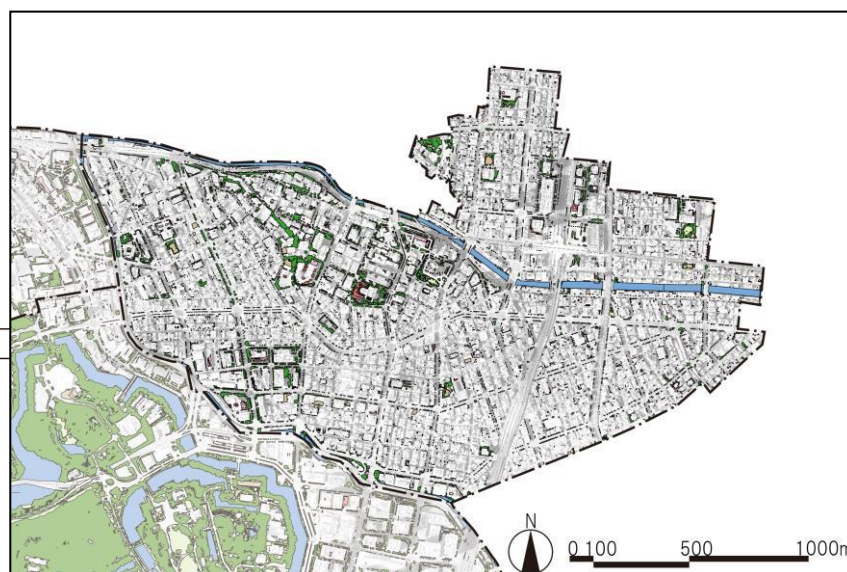
また、靖国通りや中央通りなどの主な通りにはいちようやプラタナス等の街路樹が植えられています。

凡 例	
	公園・緑地
	水辺
	さくら
	いちよう
	その他の街路樹
	界隈区域



公園・緑地、街路樹位置図

凡 例	
	樹木被覆地
	草地
	屋上緑化（樹木）
	屋上緑化（草地）
	裸地
	水面



緑被分布図

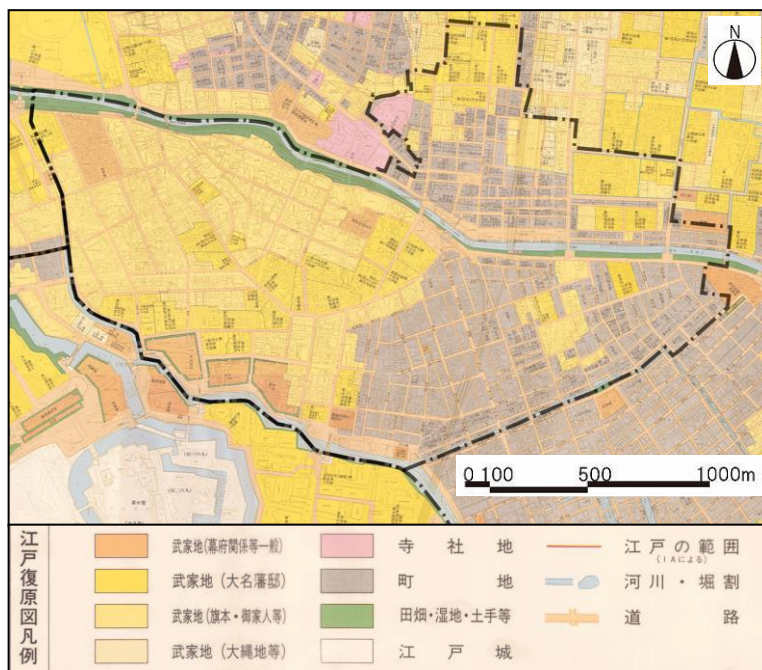
2. 街並みと土地利用の変遷

①江戸

江戸の総構えを作った家光の時代から四代將軍の時代、江戸初期の街並みは神田大通り（現・中央通り）を中心に作られていました。

明暦の大火後、寺地は下谷や本所等へ移転され、その跡地には、町屋が代地として入りこんでいます。外神田の喰違見附前を中心に、各地からの代地で町屋が開発されています。各屋敷には門があり、それと同様に、町屋にも木戸がついています。江戸初期にあった会所地（表店の裏側の空地）は新道が作られ宅地となっています。残った会所地は紺屋の物干場等に利用されていました。

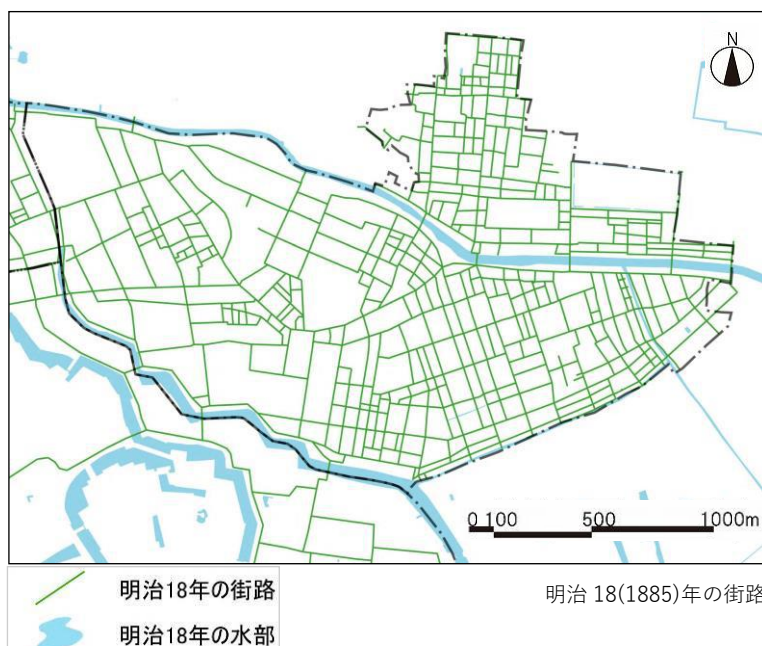
神田は鍛冶町、豎大工町、白壁町、塗師町、紺屋町等の町名が示すように、職人の町でした。また、多町二丁目を中心に近隣には、青物・水菓子（果物）の市場があり、青物役所が置かれていました。神田は江戸近在の人が育つ町でした。



江戸後期：天保期の神田地域

②江戸～明治中期（市区改正期）

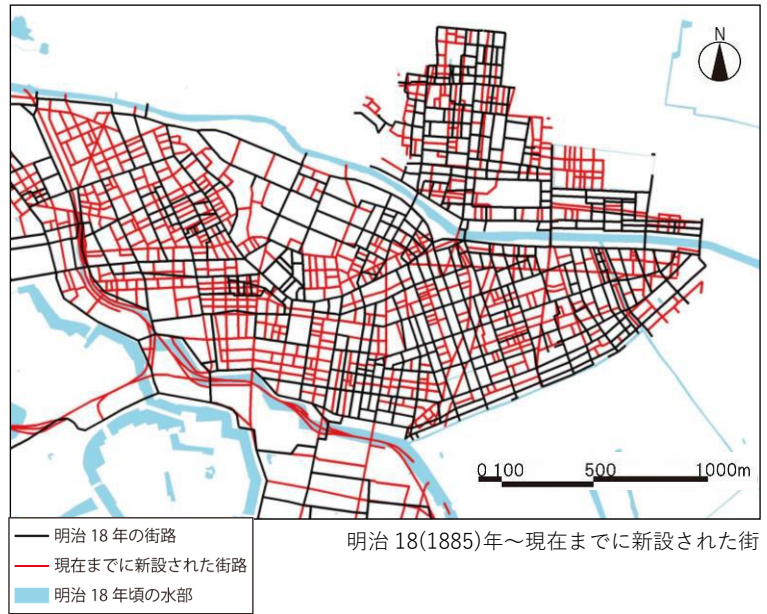
明治9(1876)年、大区小区時代（郡区町村編制法前の区分）の神田です。内神田では筋違御門、柳原の土手が撤去され、万世橋が新たに架設されています。外神田では、明治2(1869)年の火事で火除地が作られています。旧武家地であった淡路町では宅地の中に道路をつくることで新開地となっています。また、武士に代わり華族が錦町等を集積しています。旧土浦藩の跡地は小川町として開発され、神保町も開発が始まっています。錦町にあった火除地は学校用地として開発が進んでいます。学生の町・神田の原型が生まれています。



明治18(1885)年の街路

③明治中期～大正期（関東大震災復興期）

大正 8 (1919) 年、神田駅が開業し、当時は日本でも珍しい既成市街地の中を縦貫した高架鉄道が整備され、中央本線は万世場停車場から中央停車場へ延伸されました。大正 12 (1923) 年 9 月 1 日の関東大震災で神田区のほぼ全域（和泉町・佐久間町を除く）が焼失してしまいました。復興にあたっては、ほぼ全域（焼失をまぬがれた和泉町等、鉄道用地を除く）で区画整理が行われ、小学校に隣接する小公園や道路整備が行われました。神田青果市場は震災後、秋葉原駅西側の中央卸売市場神田分場に市場の住居機能を除いた取引機能のみ収容されました。



④昭和中期～昭和後期（戦後復興・高度経済成長期）

昭和 20 (1945) 年 2 月 25 日、5 月 24 日の米軍の空襲で神田区の過半が焼失しました。

この時の塵芥処理のため、昭和 25 (1950) 年には、竜閑川、浜町川が埋め立てられ、呉服橋から数寄屋橋間が埋め立てられたため、外濠川は日本橋川となってしまいました。

昭和 39 (1964) 年のオリンピックに向けて首都高速道路が日本橋川上や昭和通り上に整備され、景観を一変させてしまいました。



⑤昭和後期～平成期（都市再生期）

平成元(1989)年、神田青果市場は大田市場へ移転となり、その後、駅周辺では区画整理事業が行われ、市場跡地は秋葉原 UDX となりました。

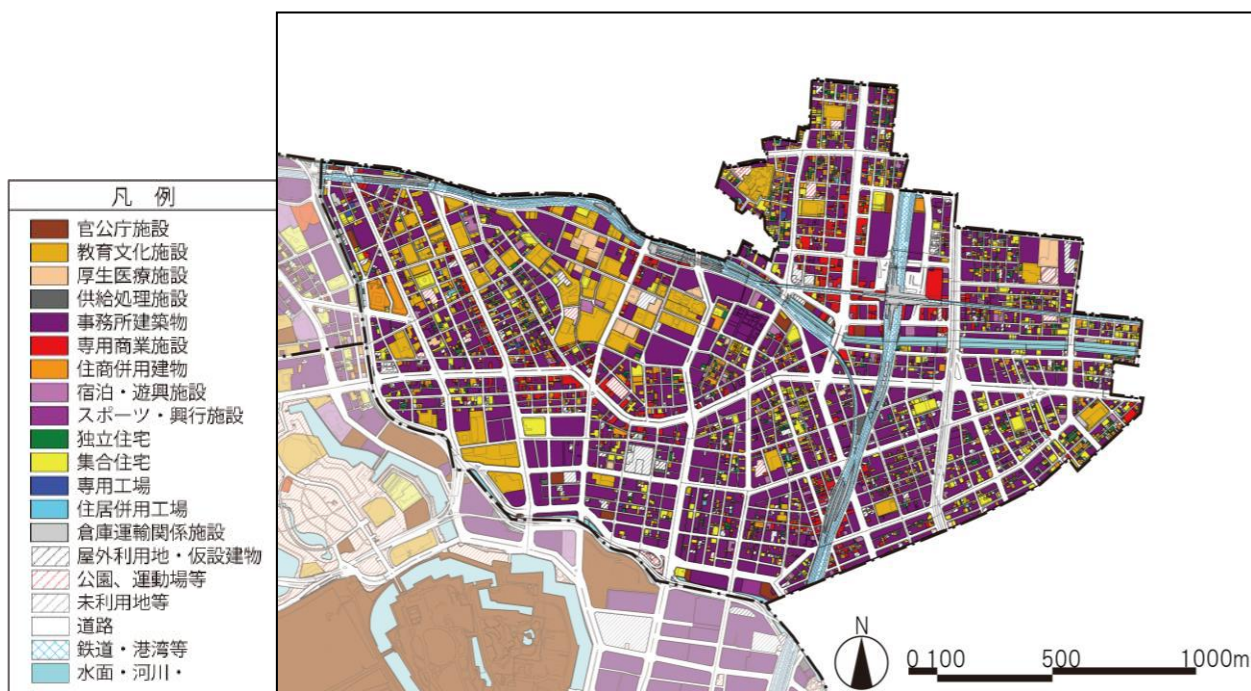


表 神田地域の変遷

時代	地域の変遷	主な出来事(景観ピック)
江戸時代	- 江戸初期の街並みは神田大通り(現・中央通り)を中心に作られていた。 - 旧お玉が池の跡には武家地が並び、周辺は寺地となった。 - 神田地域の東側は、旧来の町屋が拡大し、武家地・寺地跡で代地による町屋開発が進んだ。	寛永13(1636)年に外濠が開削。江戸城の総構えが完成。
明治・大正時代	- 武士に代わり華族が錦町等に集積。 - 旧土浦藩の跡地は小川町として開発され、神保町も開発が始まる。 - 錦町にあった火除地は学校用地として開発が進む。 - 江戸期に上流部を埋められた平川が神田川まで開削され、外濠川として整備される。 1923(大正12)年9月1日の関東大震災で神田区のほぼ全域(和泉町・佐久間町を除く)が焼失。	- 明治6(1873)年、内神田では筋違御門、柳原の土手が撤去され、万世橋が新たに架設。 - 明治 22(1889)年お茶の水橋が新たに架設。 - 明治 24(1891)年、ニコライ堂が駿河台の定火消役所跡に建設。 - 多町二丁目を中心にした青物市場、須田町の果物市場が開かれる。 - 大正8(1919)年 中央本線は万世場停車場から中央停車場へ延伸。
昭和期(戦前)	昭和 20(1945)年、空襲で神田区の過半が焼失。	
昭和期(戦後)	- 昭和 39(1964)年東京オリンピックが開催される。 - 平成元(1989)年、神田青果市場は大田市場へ移転となり、その後、駅周辺では区画整理事業が行われ、市場跡地は秋葉原 UDX となった。	オリンピックに向けて首都高速道路が日本橋川上や昭和通り上に整備。

3. 神田地域の色彩基準

「千代田区景観まちづくり計画」の項目別景観形成基準で定めた神田地域の色彩基準を以下に示します。本ガイドラインの指針と合わせて、以下の色彩基準に適合させてください。

別表1 色彩定性基準

◆：地域独自の基準 ○：他地域共通の基準

- ◆大学の集積、古書店街や電気街などの特徴のある業種の集積、歴史的建造物等を活かした飲食店など、様々な様相を活かしながら、まちの背景を構成する要素として全体から突出しすぎない低・中彩度の色彩を用いること。
- ◆通りに並ぶ建物同士の関係を重視した調和感のある色彩を用いること。
- ◆強調色やアクセント色を用いる場合は、周辺の街並みの雰囲気を妨げないよう配慮し、できるだけ低層かつ小さな面積で効果的に用いること。やむを得ず中高層で用いる際には線状にするなど圧迫感を与えぬよう配慮すること。
- 壁面で用いる色数は過多にならないように配慮すること。
- ◆通りに面し隣接する建物や周辺との調和に配慮し、何らかの共通項により連続性やまとまり感を見出す工夫を行うこと。
- 主要通りや商業エリアにおいては、通りごとに低層のにぎわいと中高層の落ち着きの両立を考慮し、連続性が感じられるような工夫を行うこと。
- 歴史的建造物等や地域のシンボルとなる樹木など、景観資源に近接する場合は、それらの色彩との調和を図るとともに、景観資源の存在を引き立てる落ち着いた色彩や配色とすること。

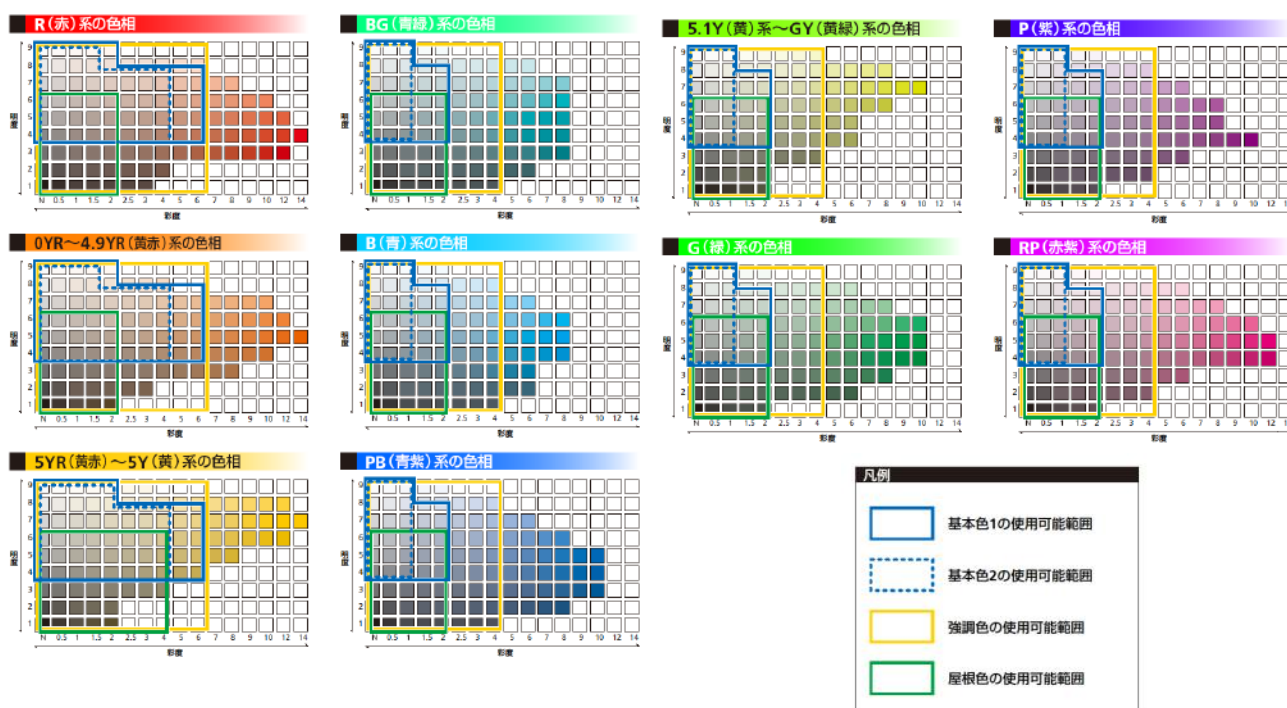
別表2 色彩定量基準（抜粋）

適用部位		色相	明度	彩度	
外壁	外壁基本色 1 高さ 15m 未満	OR～4.9YR	4 以上 8.5 未満 8.5 以上	6 以下 2 以下	
		5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満 8.5 以上	6 以下 2 以下	
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	4 以上 8.5 未満 8.5 以上	2 以下 1 以下	
		外壁基本色 2 高さ 15m 以上	OR～4.9YR	4 以上 8.5 未満 8.5 以上	4 以下 1.5 以下
		5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満 8.5 以上	4 以下 2 以下	
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	4 以上 8.5 未満 8.5 以上	1 以下 1 以下	
		外壁強調色	OR～4.9YR	-	6 以下
			5.0YR～5.0Y	-	6 以下
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	-	4 以下	
	屋根色 (勾配屋根)	OR～4.9YR	6 以下	2 以下	
5.0YR～5.0Y			4 以下		
上記以外の色相			2 以下		

※建築物等における色彩の基準と運用（景観まちづくり計画：p 60）及び別表 3-1 地域別色彩定量基準（景観まちづくり計画：p 62）を参照のこと。

※高さ 60m 以上又は延べ面積 3 万㎡以上の建築物等については、別表 3-2 色彩基準（景観まちづくり計画：p 62）に適合する必要がある。

※下記の色彩の例は、印刷のため正確な色彩と多少異なる場合がある。



4. 界隈の景観の特性及び景観形成の方向性・指針



◆神田地域を形成する特徴的な界隈

	界隈	街並みの特徴
界隈9	神保町・三崎町界隈	国際的にも有名な書店街等があり、各種学校も立地する界隈
界隈10	御茶ノ水・駿河台界隈	古くから学校が集積し、学生たちが集まる学生街
界隈11	神田界隈	商人と職人の活気がいまでも残り、下町文化の香り高い街
界隈12	外神田・秋葉原界隈	江戸の総鎮守神田明神のお膝元であり、世界にその名をはせる電気街

～ 界隈の成り立ち ～

●界隈の概要

家康入国の頃には、平川、小石川が流れ、日比谷入江に入っていた。江戸の開発にあたり、神田台を掘削して平川・小石川の流れを隅田川へ東遷させた。江戸期、この界隈は、番町や駿河台地域と同様に大名・旗本屋敷が軒を連ねていたが、低地に開発されたのは武家地であった。

●小川町近辺

明治期の空地となった武家地開発のため、神田小川町は、明治期には神田方面から現・すずらん通り、さくら通りを経て、山手に至る新たな幹線通りが市区改正により整備され、沿道が新たな商店街へと大きく変わった。昭和 30 年代頃より、靖国通り沿いに大型スポーツ用品店が出店し、日本屈指のスポーツ店街が形成された。

●学生街・古書店街としての発展

学生の多かったこの界隈には、出版会社だけでなく古本屋が軒を並べ、古書会館という市場を持つ専門店街が誕生した。大正初期には周辺の学校は 70 以上を数え、新刊書店や出版社も増加し、昭和戦前にかけては、喫茶店や映画館も含む学生街として発展した。

●三崎町近辺

神田三崎町周辺は、文久元(1861)年、幕府の軍備を近代化するため、武芸の講習所として安政期に作られた講武所が、大名旗本屋敷の跡に移転してきた。明治初期に陸軍練兵所として使われていたが、明治 23(1890)年には陸軍練兵場（旧・講武所）が三菱社に払い下げられ、市街地開発が行われ、劇場の三崎三座（東京座、三崎座、川上座）や神田パノラマ館でにぎわい、日本法律学校（現・日本大学）も移転してきた。甲武鉄道の飯田町停車場に面し、現在の新宿や池袋のようなターミナル駅前の繁華街であった。

●錦町近辺

神田錦町では、元禄元(1688)年に、神田橋外に護寺院が造られたが、享保 2(1717)年に焼失した後、神田橋から雉子橋門外は火除明地となり、幕末には蛮書取調所が移転された。明治期には、学校（東京大学、商科大学、外語大、学習院大学等）が起立し、現・毎日新聞社のところにあった文部省とあわせ文教地区の拠点となり、近隣地域に多くの私立学校が誕生した。



一ツ橋通り(現・白山通り、明治期)



神田小川通り(現・靖国通り、江戸期)



神田小川通り(現・靖国通り、大正期)



震災後の靖国通り



神保町古本屋街(昭和初期)



神田神保町の学生風俗

(1) 界限別景観の特性

●多様な顔を持つ複合市街地が形成された奥行きのある界限

江戸期に旗本屋敷として形成されてきた町であり、明治以降多くの学校が立地するにつれて古書店が増え、さらに印刷業や出版業等の特定業種が集積する街並みが形成されてきました。また、これらの業種に関連するように、主要な通りの裏側の路地沿いには、喫茶や飲食店などが立地し、奥行きのある界限を形成しています。

さらに、靖国通り沿いにはスポーツ店街が形成され、主要な通りの後背地には、中密な住宅地が形成されていますが、近年では、高層の住宅や業務施設の立地が進むなど、界索性や街並みも徐々に変化しつつあります。



代表的な路地空間



靖国通り沿いのスポーツ店街

●神田川・日本橋川の水辺空間に囲まれた界限

本界限は、神田川と日本橋川に北側と西側を囲まれており、それらと複合市街地が緊密な関係でつながりを持つなど、界限においては貴重な水辺空間となっています。



神田川(水道橋より)

●主な通りとその特性

靖国通りは、界限を東西に横断するシンボリックな通りであるとともに、沿道には古書店街やスポーツ店街等が立地し、これらと並行する商店が連なる神田すずらん通りやさくら通りと相まって、にぎわいと風格のある街並みを形成しています。神田警察通り沿いは、江戸時代にその原型がつくられ、関東大震災や第二次世界大戦を経て今日に至る地域であり、歴史的な建物や教育施設などの特徴ある建物が存在しています。また、白山通りは、水道橋と一ツ橋を南北に結ぶ地区内の幹線道路であり、にぎわいのある商業・業務地となっています。



白山通り(神保町交差点付近)



すずらん通り入口



靖国通り(神保町交差点付近)

●社寺や近代建築等の景観資源

本境界には、盛大な祭りでにぎわう三崎稲荷神社のほか、小さな社寺などが分布し、これらの境内には、地域のシンボルともいえる巨木や古木が見られ、これらは地域の精神的・視覚的な心のよりどころともいえます。また、カトリック神田教会や学士会館、共立講堂、文房堂などの近代建築は、多くの人々に親しまれている、境界のシンボルといえます。

また、神田川・日本橋川にかかる復興橋梁は、他の境界からの玄関口としてのシンボル性を持ち、橋詰広場は、水辺への眺めの場として親しまれています。



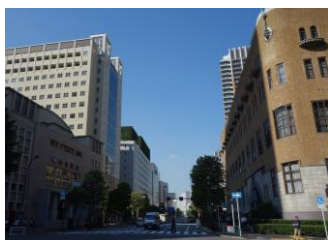
三崎稲荷神社



カトリック神田教会聖堂



東方学会本館



共立講堂と学士会館



文房堂ビル



誠心堂書店



橋詰広場(小石川橋と三崎橋)

(2) 境界別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

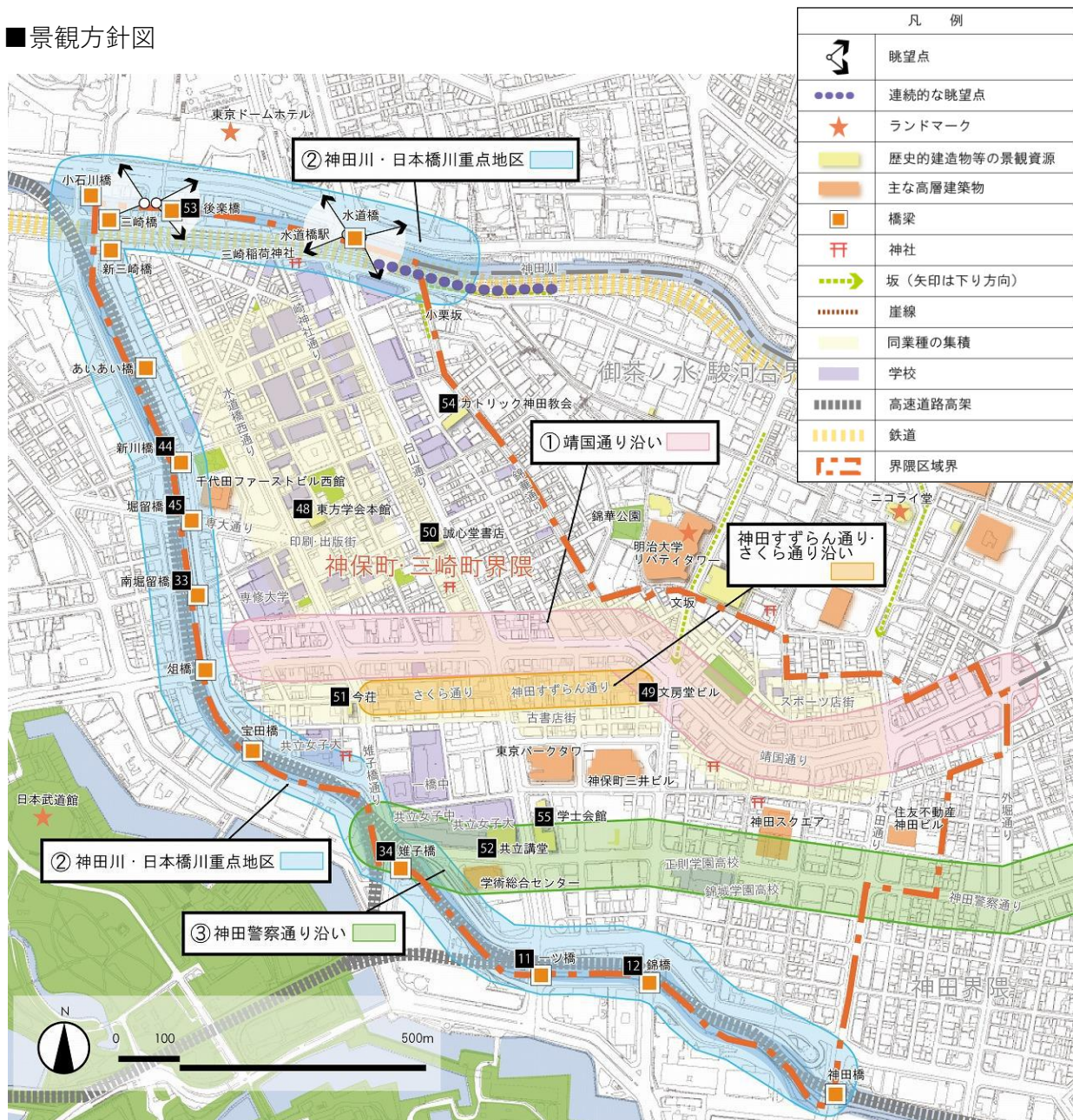
■境界共通

- 古書店等の商業機能や大学等の教育機能をはじめとする特徴的な機能集積を活かしながら、オフィス、住宅等を含む複合的な市街地景観を形成する。
- 靖国通りや白山通りといった骨格的な幹線道路とその内側に広がる多様な幅員の道路で構成された境界の特性を活かす。
- 同業種の商業施設の集積によって醸し出される雰囲気を活かし、低中層階に商業・業務施設を誘導することでにぎわいのある街並みを形成する。
- カトリック神田教会、学士会館、三崎稲荷神社などの点在する景観資源を保全、活用するとともに、これらの資源を結ぶ歩行路のネットワークをつくる。

■通り・水辺

- | | |
|-------------------|--|
| ①靖国通り沿い | ○靖国通りと交わる主要道路との交差点周辺は、地下鉄駅もあり、多くの人々が行き交う重要な結節点となっていることから、角地の建物は結節点を引き立たせるように形態・意匠、屋外広告物について配慮する。 |
| ②神田川・日本橋川
重点地区 | <ul style="list-style-type: none"> ○橋梁や石垣等の歴史的資源や橋詰広場等のオープンスペースを維持し、川に面する建物は、川を眺められるようにテラスやバルコニー、屋上庭園を設けたり、通りから敷地を通して川を感じ取れるように工夫を行うことにより、開放感が感じられ、魅力ある水辺空間として再生を図る。 ○後楽橋、水道橋や周辺の橋詰広場を眺めの映える場所として整備するとともに、河川の護岸の修景を図る。 |
| ③神田警察通り沿い | <ul style="list-style-type: none"> ○神田警察通り沿いの建物等は、神田警察通りの整備構想である「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」及び「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」を踏まえ、形態・意匠、屋外広告物について配慮する。 ○境界のシンボリックな通りとなるように、にぎわいと風格をもった街路景観を形成する。 |

■ 景観方針図



■ 主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
11	一ツ橋	一ツ橋 2～一ツ橋 1	景観まちづくり重要物件
12	錦橋	大手町 1～神田錦町 3	景観まちづくり重要物件
33	南堀留橋	九段北 1～神田神保町 3	景観まちづくり重要物件
34	雉子橋	一ツ橋 2～九段南 1	景観まちづくり重要物件
44	新川橋	飯田橋 2～西神田 3	景観まちづくり重要物件
45	堀留橋	飯田橋 2～西神田 3	景観まちづくり重要物件
48	東方学会本館	西神田 2-4-1	景観まちづくり重要物件
49	文房堂ビル	神田神保町 1-21	景観まちづくり重要物件
50	誠心堂書店	神田神保町 2-24	景観まちづくり重要物件
51	今荘	神田神保町 3-15	景観まちづくり重要物件
52	共立講堂	一ツ橋 2-2-1	景観まちづくり重要物件
53	後楽橋	三崎町 3～文京区後楽 1	景観まちづくり重要物件
54	カトリック神田教会聖堂	西神田 1-1-12	国登録有形文化財
55	学士会館	神田錦町 3-28	国登録有形文化財

②景観まちづくりの指針

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所	この境界は、神田川・日本橋川に接するため、眺めの映える場所がある。橋梁や橋詰広場からの水面や緑が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、安らぎと潤いを与えている。	- 眺望点である橋梁や橋詰広場からの眺めの対象となる市街地の建物にあっては眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分に配慮すること。 ●神田川・日本橋川に面する建物は、水辺に向けて正面性のある配置又は表情とし、道路側から敷地又は建物を通して水面側を望めるつくりを工夫すること。
心のより所	この境界には、三崎稲荷神社などの社寺が点在している。これらは、地域のコミュニティ形成上、欠かせない存在であり、心のより所ともなっている。	●景観資源の周辺では、建物等はその資源が引き立つような配置、高さ・規模、形態・意匠、外構となるよう工夫すること。
敷地の履歴	新たに計画される建物は地域に自然に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■地域や境界単位での変遷図から、敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。
2. 育む自然		
地形の継承	神田川・日本橋川に面するなどの立地や地形を活かし、自然豊かで魅力的な環境を創出する。	■敷地内の美しい場所、眺めの映える場所や歴史を伝える大樹などはできるだけ残し、その場所をできるだけ共有の場とすること。
3. 多様な境界		
路地を活かす	人々の飾り気がない生活風景が垣間見える路地は、人間的な寸法、尺度の中に、自然な遠慮やマナーが感じられることで、訪れる人々にも親しみを感じさせる境界の魅力へとつながる。	■従来から利用されている路地や通り抜け通路は、大規模開発などに際しても計画に取り入れること。 ■路地に面する新しい建物は、路地を構成する尺度、形態、素材、細部に配慮する。また、人の気配や活気が感じられるよう工夫すること。 ・新たな開発に隣接し既存の路地がある場合、必要に応じ、それにつながるよう新たな路地を整備すること。
歩行路のつながり	神田川・日本橋川の水辺、学校や商業施設等の多様な顔を持つモザイク状のまちを有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、境界の魅力を引き出すとともに、安全で快適な都市活動を支えることになる。	■大きな街区にあっては、隣接する既存の通路などとのつながりを意識し、歩行者空間を確保すること。 ■歩行者空間が貧弱な区間では、再開発事業や街並みの修復を通じて歩行者空間を確保し、ネットワークさせること。 ・敷地内通路は、高低差のある地形をつなぐなど、歩行者にとって便利な近道となるよう配慮すること。 ・前面歩道と敷地内の空地との段差をなくす、仕上げをそろえるなど歩きやすい歩行者空間とすること。
表と奥の表情	靖国通りや白山通りなどの主要な通りは、その裏にあるヒューマンスケールを持った裏道や路地との空間として段階的なつながりにより成立し、まちの表情や奥行きを豊かにしている。	・施設の利用者を想定し、表と裏の空間領域を明確にし、それぞれの建物の表情を生み出すこと。 ・表から裏、路地へと段階的に変化する通りのヒエラルキー※、建物のスケール感を持たせること。

※ヒエラルキー：階層制や階級制のことであり、主にピラミッド型の段階的組織構造のことを指す。

キーワード	意味	指針
間口の分節・高さの分節	建物の高さが揃った街並みは、個々の建物が全体としてつながっている印象をもたらす、道行く人々に安定感や安心感、さらには都市の風格をもたらす。	■既存の街並みの高さのつながりを尊重すること。 ・靖国通りや白山通り等の主要な通り、すずらん通り等では、街並みの統一感やリズム感を維持・保全すること。
4. 豊かなつながり		
人が集う場所	地域には活動の結節点として自然に人々を集め、交流できる場所が必要である。街区内の公園やオープンスペース、各建物の公開空地など、そのような場所は緊急時にも避難場所となり、まちにとって不可欠な共有財産となる。	■主要な歩行路が交わる場所では、働き、学び、集う人々のために活動の中心となる場所を生み出すようにすること。 ・主要な通りとその後背地を結ぶ道路沿いなどでは、個性的なエリア間を結び、回遊性の高い空間となるよう、まちの活動、環境の連続性に配慮すること。
座れる場所	人々の活発な屋外活動を支える要素として、まちの所々に座ることのできる場所が必要である。	・橋詰広場では、水辺や市街地を落ち着いて眺めることのできる眺望点を整備すること。 ・空地やオープンスペースでは、緑陰を活かしながら、ゆとりある空間の充実を図ること。
5. 首都の風格		
通りの秩序	通りの性格に応じて街並みがつくられれば、まちは奥行きのある秩序を生み出すことができる。	■通りの個性、性格を見極め、通りの性格にふさわしい敷地利用と建築計画に努めること。
迎えの設え	学校が多く立地する本界隈では、門や玄関が通りから見えやすい位置にあることにより、利用者にとってわかりやすく、街並み形成上も重要である。	■通りの性格に応じて、道路から見えやすい位置に見分けやすい形態・デザインを行うこと。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

～ 界隈の成り立ち ～

●界隈の概要

元和 2(1616)年、神田台を掘り開き神田川が開削され、水面から 31mの人工の崖地は「茗溪(めいけい)」と呼ばれていた。駿河台は坂の多い高台となり、主に旗本屋敷として使われていた。

●ニコライ堂の建設

明治に入り、明治 24(1891)年、日本人の設計で初の鉄橋・お茶の水橋が架けられ、本郷台地とつながった。また、この年には幕府定火消役屋敷があった場所にニコライ堂が建設され、東京の新たなランドマークとなった。その後、高台には病院や学校が集積する地域となった。

●甲武鉄道の開通

明治 37(1904)年には橋の下に甲武鉄道（現・JR 中央本線）御茶ノ水駅が開設され、路面電車も本郷と神保町方面を結ぶようになった。駿河台界隈の交通の便は大幅によくなり、明大通り沿いが商業地として発展した。

●関東大震災復興、昭和～現在

大正 12(1923)年の関東大震災で、中央線の擁壁が倒壊し神田川を埋め、駿河台全体は焼失した。区画整理が行われ、聖橋が新設となり、さらに昭和 7(1932)年には総武線が秋葉原駅から御茶ノ水駅に乗り入れるようになり、現在のような中央線快速電車と並行して運転されるようになった。

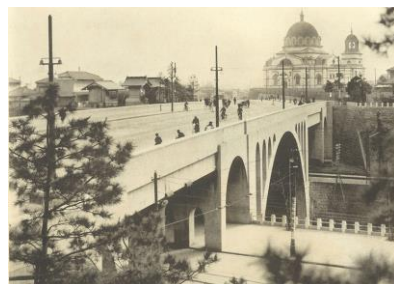
明大通りの商店街には、高度成長期、ギターの店が集積し、一大楽器店の様子を示すようになり、現在も、小川町にかけてはビンテージの楽器を扱う店等が集積している。



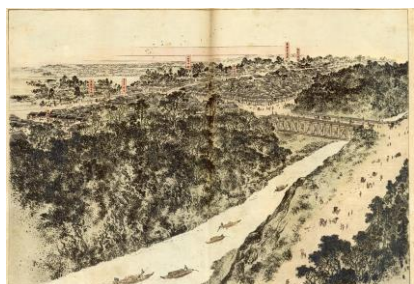
旗本屋敷の長屋門(駿河台鈴木町)



明治大学(旧校舎)



聖橋(昭和 3 年)



旧お茶の水橋[明治 30(1897)年頃]



関東大震災後の御茶ノ水付近



御茶ノ水駅(昭和初期)

(1) 界限別景観の特性

●神田川の水辺空間と地形の起伏がつくる坂のある界限

本界限は、深い谷を刻む神田川と緑・水辺空間があり、明大通りを中心として東西に坂道が形成されています。また、緑・水辺空間と街路樹や敷地の緑がつながり、潤いのある景観となっています。



神田川と御茶ノ水駅周辺

●学校を中心とした界限の広がり

本界限は、駿河台の台地に位置し、大学や予備校、専門学校等の学校が多く立地した、学生街としての界限が広がっています。

界限の骨格となる通り沿いには病院や楽器店、飲食店も集積し、後背地の住宅地と調和した落ち着いた緑豊かな街並みが形成されています。



明治大学

●主な通りとその特性

お茶の水橋から南に伸びる明大通りは、界限のほぼ中心を南北に通る界限のシンボリックな通りであり、大学や楽器店等が建ち並ぶ街並みを形成しています。

また、お茶の水仲通りは、学校や店舗、業務施設が立地する地区内の補助幹線道路ですが、街路樹や敷地内の緑、太田姫神社の社寺林等により、落ち着いた潤いのある街並みが形成されています。

とちのき通りやかえで通り、小桜通りは、学校や病院、住宅等が立地しており、ゆとりや落ち着きが感じられる街路景観が形成されています。



明大通り



お茶の水仲通り



とちのき通り



かえで通り

●史跡や社寺など心のよりどころとなる景観資源

丘の上には、ニコライ堂と山の上ホテルがそれぞれ立地し、多くの人々に親しまれている界限のシンボルといえます。

また、神田川に架かる橋梁は、水辺と市街地への眺望を楽しむ視点場であると同時に、聖橋や昌平橋は、地域の景観資源として位置付けられます。



聖橋



山の上ホテル



太田姫神社



日本ハリストス正教会教団復活大聖堂
(ニコライ堂)

(2) 界限別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

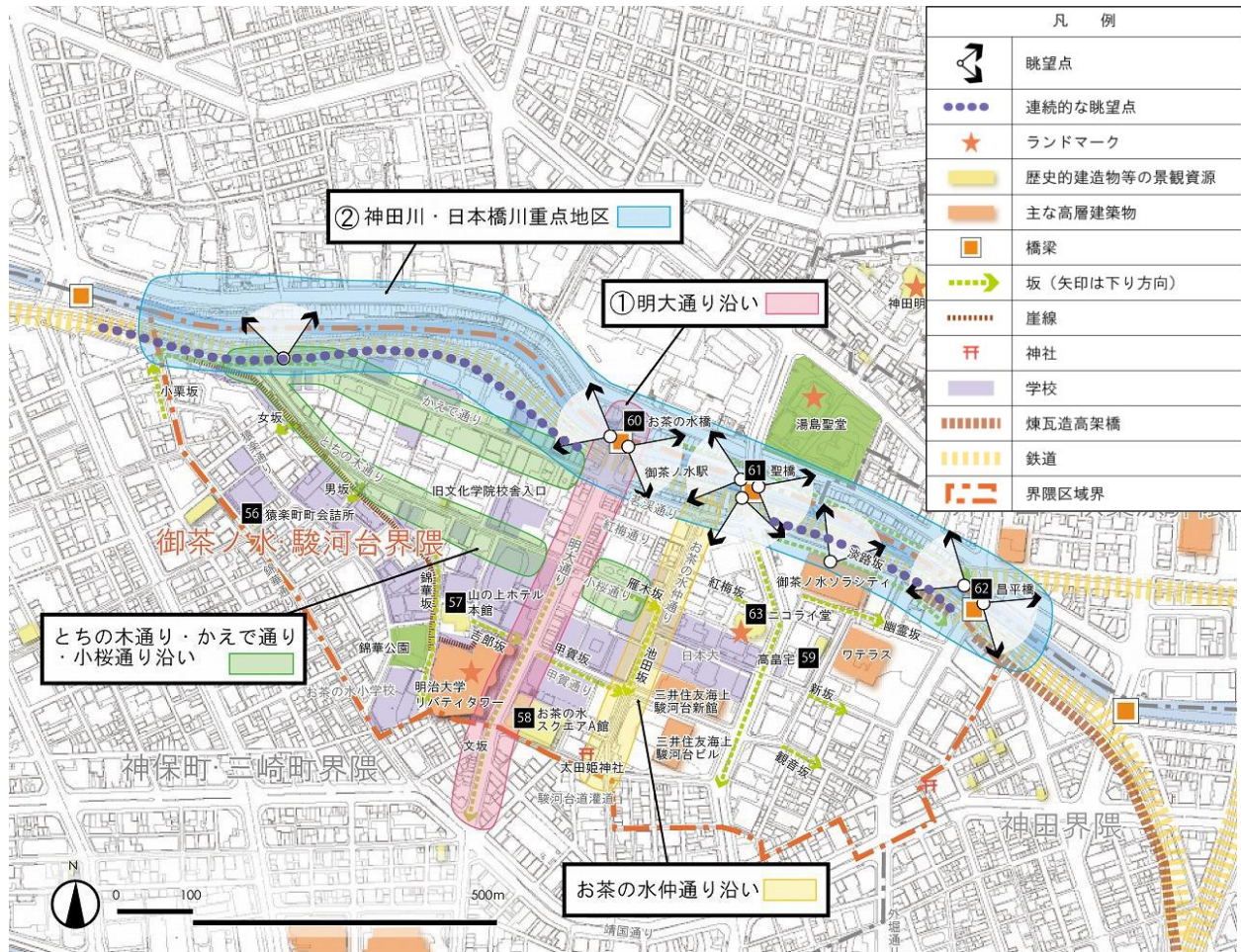
■ 界限共通

- ニコライ堂や聖橋、山の上ホテルなどの個性的なランドマークを保全、尊重し、これらを中心とした街並みをつくる。
- 丘の中心部の大学、病院、文化施設などの集積を活かし、これらの施設は可能な限り統一した外観のデザインなどとするにより、界限の街並みの基調となるように工夫する。
- 駿河台の台地と低地を結ぶ坂の起伏を尊重し、沿道の建築物等は坂がつくる地形的特徴を引き立たせる。
- 周辺の界限と比べて大規模な街区で構成されていることから、既存の敷地割りを活かす。
- 神田川や錦華公園、太田姫神社といった既存の水や緑を核としながら、道路や通路の沿道緑化を促進するとともに、敷地内の緑と連続性を持たせることで、緑豊かな街並みを形成する。
- 駿河台の高台から神保町や小川町などの低地へとつながる歩行者のためのネットワークの整備を図っていく。
- お茶の水橋から水道橋にかけて渓谷状に切り開かれた神田川の地形と、ニコライ堂等のランドマークから構成される優れた眺望景観を保全、育成する。

■ 通り・水辺

- | | |
|----------|--|
| ①明大通り沿い | ○界限のシンボリックな街路として、オープンスペースの確保などにより、ゆとりとにぎわいが感じられる街並みを形成する。 |
| ②神田川重点地区 | ○神田川の水面や崖の緑を活かすとともに、川に面する建物は、川へ向けて正面性のある配置や壁の表情等に配慮し、通りから敷地を通して川のある存在を感じ取れるように工夫を行う。 |

■ 景観方針図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

■ 主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
56	猿楽町町会詰所	猿楽町 2-3-5	景観まちづくり重要物件
57	山の上ホテル本館	神田駿河台 1-1	景観まちづくり重要物件
58	お茶の水スクエア A 館	神田駿河台 1-6	景観まちづくり重要物件
59	高島宅	神田駿河台 4-2-9	景観まちづくり重要物件
60	お茶の水橋	神田駿河台 2～文京区湯島 1	景観まちづくり重要物件
61	聖橋	神田駿河台 4～文京区湯島 1	景観まちづくり重要物件
62	昌平橋	神田淡路町 1～外神田 1	景観まちづくり重要物件
63	日本ハリストス正教会教団 復活大聖堂（ニコライ堂）	神田駿河台 4-1-3	重要文化財

②景観まちづくりの指針

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所	この境界は、神田川沿いに接するため、眺めの映える場所がある。橋梁や橋詰広場からの水面や緑が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、安らぎと潤いを与えている。	- 眺望点である橋梁や橋詰広場からの眺めの対象となる市街地の建物にあっては眺めを阻害しないように建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分に配慮すること。 ●神田川に面する建物は、水辺に向けて正面性のある配置又は表情とし、道路側から敷地又は建物を通して水面側を望めるつくりを工夫すること。 ・水辺に形成されている緑地との調和を図ること。
敷地の履歴	新たに計画される建物は地域に自然に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■地域や境界単位での変遷図から、敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。
壁の表情	表情豊かな壁面は、この境界の歴史的な蓄積と先端性を継承し、体現してきた。街並みに影響を与える建物正面の壁面は、表情豊かに、かつ主張し過ぎないようにしつらえる必要がある。	●地区の歴史を伝える建物の壁面がある場合、ファサードデザインを継承し、尊重すること。
2. 育む自然		
地形の継承	神田川に面するなどの立地や、変化に富んだ地形を活かし、自然で魅力的な環境を創出する。	■敷地内の美しい場所、眺めの映える場所や歴史を伝える大樹や斜面の緑地などはできるだけ残し、その場所をできるだけ共有の場とすること。
つながる緑	神田川の緑や沿道の街路樹など、既存のまとまった緑地空間が形成されており、こうした公共空間の既存の緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	■歩道状の空地では無理に高密度な列植とせず、既存街路樹と同一種を植えるなど連続性を考慮する。 ・敷地が限られている場合などは、壁面や屋上、窓先の緑化などにより、既存の緑と関連付けること。
3. 多様な境界		
広場から広場	敷地内に設けた広場を視覚的にも機能的にも連続させることで、人々の生活をつなぎ、より大きな共有空間とすることができる。	■街区単位で歩道状空地を連続させることで、さらに次の広場や歩行路へと接続させていくこと。
路面のにぎわい	この境界は、多くの学生や働く人々、通院など様々な人々が訪れる中心的な場所であり、プロムナードとなる通りを形成することで、生き生きとした都市活動を支え、境界の魅力向上につながる。	・歩道に沿って一体的な公開通路等を設け、ゆとりある歩行者空間を確保すること。 ・明大通り、とちの木通り、お茶の水仲通りでは、建物廻りのゆとりある歩行者空間の整備、連続する店舗ファサードやストリートファニチャー等によるにぎわい感の創出、緑の整備等、トータルデザインとして魅力ある街路環境を形成すること。
歩行路のつながり	神田川の水辺・緑と変化に富んだ地形を活かし、学校や商業施設、住宅のモザイク状のまちを有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、境界の魅力を引き出すとともに、安全で快適な都市活動を支えることになる。	■大きな街区にあっては、隣接する既存の通路などとのつながりを意識し、歩行者空間を確保すること。 ■歩行者空間が貧弱な区間では、再開発事業や街並みの修復を通じて歩行者空間を確保し、ネットワークさせること。 ・敷地内通路は、高低差のある地形をつなぐなど、歩行者にとって便利な近道となるよう配慮すること。 ・前面歩道と敷地内の空地との段差をなくす、仕上げをそろえるなど歩きやすい歩行者空間とすること。

キーワード	意味	指針
表と奥の表情	とちの木通りやかえで通り等は、その裏にあるヒューマンスケールを持った裏道と空間としての段階的なつながりにより成立し、まちの表情や奥行きを豊かにしている。	・施設の利用者を想定し、表と裏の空間領域を明確にし、それぞれの建物の表情を生み出すこと。 ・表から裏、路地へと段階的に変化する通りのヒエラルキー、建物のスケール感を持たせること。
4. 豊かなつながり		
小さな人だまり	人通りの多い明大通りやお茶の水仲通りでは、沿道やそこから少しはずれた位置に小さな場所があると、ひとときのくつろぎや会話が楽しめ、心地よい界隈の雰囲気生まれる。	■たまり空間には、よりどころとなる樹木やモニュメントなどを設けることが好ましい。 ■必要に応じ、小さなベンチや街灯を設けること。 ■樹木を植える場合は落葉樹などを用い、冬は陽だまり、夏は木陰になるよう工夫すること。
座れる場所	人々の活発な屋外活動を支える要素として、まちの所々に座ることのできる場所が必要である。	・周囲の街並みやランドマークを落ち着いて眺めることのできる眺望点を整備するとともに、水や緑、歴史的資源を眺めながらゆとりを持って歩くことのできる歩行者空間の充実を図ること。 ・橋詰広場や大きな街区では、水辺やランドマークを落ち着いて眺めることのできる眺望点を整備するとともに、空地やオープンスペースでは、緑陰を活かしながら、ゆとりある空間の充実を図ること。
5. 首都の風格		
目標となる建造物	ニコライ堂や山の上ホテル等の歴史的建造物等は、広く人々に共有化された地域のランドマークとなっている。	●多くの人々に親しまれ共有化されたランドマークを極力保全すること。
迎えの設え	学校が多く立地する本界隈では、門や玄関が通りから見やすい位置にあることにより、利用者にとってわかりやすく、街並み形成上も重要である。	■通りの性格に応じて、道路から見えやすい位置に見分けやすい形態・デザインを行うこと。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

～ 界限の成り立ち ～

● 界限の概要

神田界限は、江戸初期には、中央通り沿いに職人町・商人町がつくられ、お玉が池の跡は寺地や武家地となった。

明暦の大火の後、寺地は移転となり、武家地となった。火除のため土手が作られ、日本橋地区と区別されるようになった。

その後、武家地に大工や蒔絵師などの幕府御用達職人が町屋敷を拝領したり、他地域から代地として新しい町地が誕生した。また、多町二丁目を中心に近在からの蔬菜（栽培作物・野菜）が流入する青物市場が形成され、幕府御用達となっていた。

● 万世橋停車場の開設

大正元(1912)年には、万世橋停車場が開設され、大正 8 (1919) 年 3 月には東京駅まで延伸され、神田駅は江戸下町への起点となった。

● 関東大震災

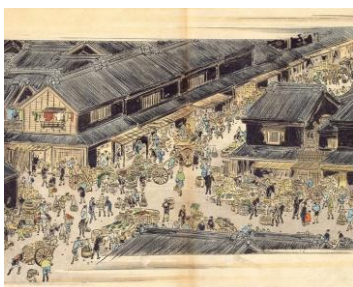
大正 12(1923)年の大震災で神田界限は全てを焼失し、江戸以来の青果市場は昭和 3(1928)年に外神田へ取引機能のみ移転することとなり、神田で職住分離が始まることとなった。

● 戦災復興

戦災では、多町や須田町等が一部焼け残ったが、大半が焼失し中央通り沿いには露店が、また鉄道用地には飲食街が形成され、昭和 29(1954)年の地下鉄丸の内線の建設にあつては、当初計画の神田駅への乗り入れが反対運動のため、淡路町駅に変更となり、神田駅は下町のターミナル駅になり損ねた。

● 昭和～現在

昭和 60 年代のバブル期には、事務所需要に応えるため、戦災で焼残った多町等のエリアで地上げが進み、土地の高度利用を図ろうとしたが、塩漬け状態となり、その後ワンルームマンション等の共同住宅が多数建設され、商業地としての街並みは大きく変わった。



神田市場の様子(神田須田町付近)



神田須田町(大正初年)



柳原通り



明治 33(1900)年の神田大通り(中央通り)
通新石町西側



開設当時の神田駅舎



神田駅西口[昭和 28(1953)年]

(1) 界限別景観の特性

●神田川・日本橋川の水辺空間に囲まれた界限

本界限は、神田川と日本橋川に北と西をそれぞれ囲まれており、かつては神田川に荷上場があるなど、水辺と市街地が緊密な関係でつながりを持ち、界限においては貴重な水辺空間となっています。



神田川・橋梁・橋詰広場

●商人・職人の町としての「下町」の街並みが形成されている界限

江戸のはじめから、中央通りを中心に商人・職人のまちとして、いわゆる「下町」の街並みが形成されてきました。また、路地が多く、生活感が感じられる景観が形成されています。社会背景により機能転換も見られますが、飲食、衣料・被服、金物等の特徴的な機能が集積する界限が形成されています。



神田駅西口の商業施設

●主な通りとその特性

本界限を東西に横断する靖国通りと南北に縦断する中央通り・昭和通り・水天宮通りは、中高層の商業・業務施設による街並みを基調とし、界限のシンボリックな通りとなっています。神田警察通り沿いは、江戸時代にその原型がつくられ、関東大震災や第二次世界大戦を経て今日に至る地域であり、歴史的な建物や教育施設などの特徴ある建物が存在しています。

また、ＪＲの高架沿いには神田ふれあい通りが形成され、高架下を利用した商業施設が連続する、特徴的な街並みを形成しています。



水天宮通り(左)と昭和通り(右)

●史跡や社寺など心のより所となる景観資源

ＪＲの煉瓦高架や万世橋の煉瓦高架橋は歴史的な資源であるとともに、日本橋川や神田川には、震災復興橋等のランドマークとなる橋梁が存在しています。

また、界限に数多く点在する稲荷は、地域の人々にとっての心のより所となっています。また、境内には、緑陰となり地域のランドマークとなっているような樹木も見られます。

さらに、外堀通りと中央通りの間（神田須田町付近）では、老舗の飲食店が集積するなど、極めて個性的な界限が形成されています。加えて、銀行や業務施設では、近代建築物が複数残されています。



神田川から見た万世橋付近の鉄道高架



山梨中央銀行



丸石ビルディング

(2) 界隈別景観形成の方向性及び指針

① 景観まちづくりの方向性

■ 界隈共通

- 路地や幹線道路など多様な道路で構成された界隈の特性を活かすとともに、被服・金物等の特徴的な機能集積を活用しながら、商業地としてのにぎわいのある通り（両側町）の景観形成を図る。
- 界隈に数多く点在する稲荷は、地域の人々にとっての心のより所であることから、重要な資産として保全のための配慮を行う。
- ＪＲの煉瓦高架は、歴史的資源であるとともに、界隈の東西をつなぐ重要な基本軸として活用を図る。また、煉瓦高架橋の修景を行うとともに、高架下の建物については、煉瓦高架橋のデザインに配慮する。
- 路地は生活道路であり、地域の人々にとって大切なものであることから、これらの路地空間を保全し、活用していく。

■ エリア

① 神田須田町周辺

- 老舗飲食店や近代建築物、万世橋の煉瓦高架橋など、歴史的・文化的資源を活かしながら、にぎわいと趣のある街並みを形成する。

■ 通り・水辺

② 神田川・日本橋川 重点地区

- 橋詰広場を活用して、眺めの映える場所として整備するとともに、川沿いの敷地は水際にオープンスペースを確保し、それらを連続的につなげることで開放的な水辺空間を創出する。
- 川に面する建物は、川へ向けて正面性のある配置や壁の表情等に配慮したり、通りから敷地を通して川存在を感じ取れるように工夫を行う。

③ 中央通り沿い

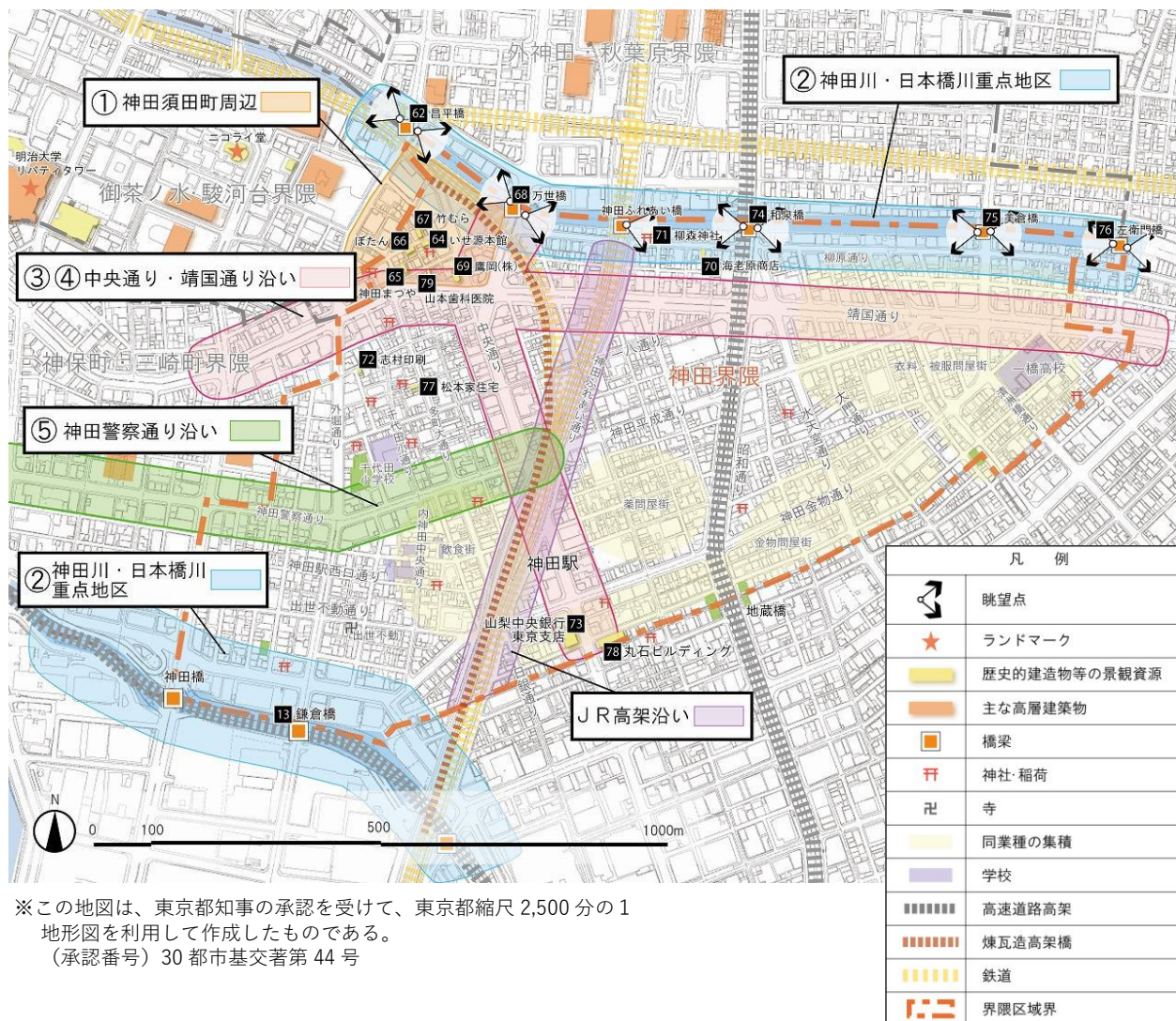
- 界隈のシンボリックな通りとなっていることから、にぎわいと風格をもった街路景観を形成する。

④ 靖国通り沿い

⑤ 神田警察通り沿い

- 神田警察通り沿いの建物等は、神田警察通りの整備構想である「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」及び「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」を踏まえ、形態・意匠、屋外広告物について配慮する。
- 界隈のシンボリックな通りとなるように、にぎわいと風格をもった街路景観を形成する。

■景観方針図



■主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
64	あんこう鍋 いせ源本館	神田須田町 1-11	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
65	神田まつや	神田須田町 1-13	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
66	ぼたん	神田須田町 1-15	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
67	竹むら	神田須田町 1-19	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
68	万世橋	神田須田町 1-25	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
13	鎌倉橋	内神田 1～大手町 1	景観まちづくり重要物件
62	昌平橋	神田淡路町 1～外神田 1	景観まちづくり重要物件
69	鷹岡 (株)	神田須田町 1-3	景観まちづくり重要物件
70	海老原商店	神田須田町 2-13	景観まちづくり重要物件
71	柳森神社	神田須田町 2-25	景観まちづくり重要物件
72	志村印刷	神田司町 2-10	景観まちづくり重要物件
73	山梨中央銀行東京支店	鍛冶町 1-6-10	景観まちづくり重要物件
74	和泉橋	岩本町 3-13	景観まちづくり重要物件
75	美倉橋	東神田 3～東神田 2	景観まちづくり重要物件
76	左衛門橋	東神田 2～台東区浅草橋 1	景観まちづくり重要物件
77	松本家住宅主屋	神田多町 2-9	国登録有形文化財
78	太洋ビルディング (丸石ビルディング)	鍛冶町 1-10-4	国登録有形文化財
79	山本歯科医院	神田須田町 1-3	国登録有形文化財

②景観まちづくりの指針

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所	この界隈は、神田川沿いに接するため、眺めの映える場所がある。橋梁や橋詰広場からの水面や緑が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、安らぎと潤いを与えている。	- 眺望点である橋梁や橋詰広場からの眺めの対象となる市街地の建物にあっては眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分に配慮すること。 ●神田川に面する建物は、水辺に向けて正面性のある配置又は表情とし、道路側から敷地又は建物を通して水面側を望めるつくりを工夫すること。 ・水辺に形成されている緑地との調和を図ること。
敷地の履歴	新たに計画される建物は地域に自然に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■地域や界隈単位での変遷図から、敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。
壁の表情	表情豊かな壁面は、この界隈の歴史的な蓄積と先端性を継承し、体現してきた。街並みに影響を与える建物正面の壁面は、表情豊かに、かつ主張し過ぎないようにしつらえる必要がある。	●地区の歴史を伝える建物の壁面がある場合、ファサードデザインを継承し、尊重すること。
語りかける細部	地域のシンボルともいえる近代建築や煉瓦造の鉄道高架は、作り手の心や技が感じられ、道行く人々に語りかけてくる。	・人の目線が集まりやすい玄関口や開口部等では、細部を美しく施すこと。 ●歴史的な装飾は、建て替えなどにおいても適切に継承すること。
2. 育む自然		
地形の継承	神田川に面するなどの立地を活かし、自然で魅力的な環境を創出する。	■敷地内の美しい場所、眺めの映える場所や歴史を伝える大樹などはできるだけ残し、その場所をできるだけ共有の場とすること。
3. 多様な界隈		
広場から広場	敷地内に設けた広場を視覚的にも機能的にも連続させることで、人々の生活をつなぎ、より大きな共有空間とすることができる。	■街区単位で歩道状空地を連続させることで、さらに次の広場や歩行路へと接続させていくこと。
路地を活かす	人々の飾り気がない生活風景が垣間見える路地は、人間的な寸法、尺度の中に、自然な遠慮やマナーが感じられることで、訪れる人々にも親しみを感じさせる界隈の魅力へとつながる。	■従来から利用されている路地や通り抜け通路は、大規模開発などに際しても計画に取り入れること。 ■路地に面する新しい建物は、路地を構成する尺度、形態、素材、細部に配慮する。また、人の気配や活気が感じられるよう工夫すること。 ・新たな開発に隣接し既存の路地がある場合、必要に応じ、それにつながるよう新たな路地を整備すること。
歩行路のつながり	神田川の水辺・緑と商業施設、オフィス、住宅のモザイク状のまちを有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、界隈の魅力を引き出すとともに、安全で快適な都市活動を支えることになる。	■大きな街区にあっては、隣接する既存の通路などとのつながりを意識し、歩行者空間を確保すること。 ■歩行者空間が貧弱な区間では、再開発事業や街並みの修復を通じて歩行者空間を確保し、ネットワークさせること。 ・敷地内通路は、高低差のある地形をつなぐなど、歩行者にとって便利な近道となるよう配慮すること。 ・前面歩道と敷地内の空地との段差をなくす、仕上げをそろえるなど歩きやすい歩行者空間とすること。

キーワード	意味	指針
表と奥の表情	江戸以来継承された町割りやコミュニティは、表通りと裏通り・路地により成立しており、まちの表情や奥行きを豊かにしている。	・施設の利用者を想定し、表（パブリック）と裏（プライベート）の空間領域を明確にし、それぞれの建物の表情を生み出すこと。 ・表から裏、路地へと段階的に変化する通りのヒエラルキー、建物のスケール感を持たせること。
間口の分節・高さの分節	建物の高さが揃った街並みは、個々の建物が全体としてつながっている印象をもたらし、道行く人々に安定感や安心感、さらには都市の風格をもたらし。	■既存の街並みの高さのつながりを尊重すること。 ●多町大通りや神田金物通り、神田警察通りなどの歩行者が多い通りでは、高さ、間口、壁面の位置の連続性を継承し、街並みの統一感や心地よさが感じられる街路空間を維持・保全すること。
4. 豊かなつながり		
向こう三軒両隣り	共有空間である道路を挟んで向こう側三軒と左右、両隣りで構成する単位は、江戸以来継承された都市を構成するための最小単位である。向こう三軒両隣りのユニットの中で敷地利用、建物の在り方を意識することで、コミュニティ豊かなまちとなる。	・隣接する敷地へ配慮した敷地境界部の設えとすること。 ・隣接する建物とのつながりを意識した建物配置を行うこと。 ■通りが共有された屋外環境として有効に活かされる敷地利用、建物構成を検討すること。
人が集う場所	地域には活動の結節点として自然に人々を集め、交流できる場所が必要である。各建物の公開空地など、そのような場所は緊急時にも避難場所となり、まちにとって不可欠な共有財産となる。	■主要な歩行路が交わる場所では、働き、集う人々のために活動の中心となる場所を生み出すようにすること。
座れる場所	人々の活発な屋外活動を支える要素として、まちの所々に座ることのできる場所が必要である。	・空地やオープンスペースを活かし、緑陰を楽しみながら座れる場所を設けるなど、ゆとりを持って歩くことのできる歩行者空間の充実を図ること。
5. 首都の風格		
通りの秩序	通りの性格に応じて街並みがつくられれば、まちは奥行きのある秩序を生み出すことができる。	■通りの個性、性格を見極め、通りの性格にふさわしい敷地利用と建築計画に努めること。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

～ 界隈の成り立ち ～

●界隈の概要

外神田界隈は、中山道や御成道等の交通の要衝であり、隅田川を通して近在からの野菜や薪炭等が集まる舟運の拠点であった。

江戸後期には佐久間町からの出火で、佃島に至るまで焼失するような大火を出したことから、明治2(1869)年に神田相生町からの出火の後、火除地となった。翌年には「鎮火社」が建設され、これを下町の人々は火防の「秋葉権現」と勘違いして、ここを「秋葉の原(アキハノハラ)」と呼ぶようになった。

●明治～関東大震災

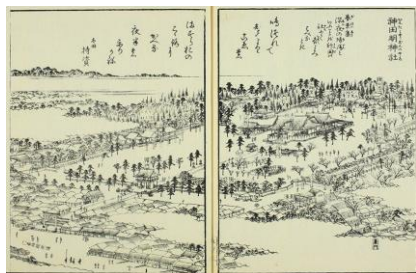
明治23(1890)年、この地に旅客専門駅としての上野停車場から線路が延長され、秋葉原(アキハバラ)貨物専用取扱所が作られ、構内には神田川につながる船溜が用意され、新たな物流拠点が誕生した。

大正12(1923)年の関東大震災では、外神田の大半が焼失したが、佐久間町や和泉町は住民の決死の消火活動で奇跡的に焼け残った。

震災後、大正14(1925)年に秋葉原駅は山手線、京浜東北線がつながり、昭和7(1932)年には総武線が乗入となり、文字通り交通の結節点となった。また、中央卸売市場神田分場が新設され、近代化された青果市場が誕生した。

●戦災復興・一大電気街の形成

戦後、昭和25(1950)年には、靖国通り沿いのラジオ部品等の露店商が鉄道ガード下などの秋葉原駅周辺に収容され、中央通り沿いに家電製品の間屋が集積する地域となった。さらに、高度成長期の初めには、テレビ・洗濯機などの小売りも行う商店街となったため、東京圏の一大電気街となった。



神田明神社(江戸期)



神田青物市場



秋葉原停車場船溜(昭和40年頃)



万世橋貨物取扱所開設
[明治18(1885)年]



昭和通り(昭和初期)



竣工当時の万世橋[昭和5(1930)年]



ラジオセンター

(1) 界限別景観の特性

●水路・陸路の交通の結節点として発展してきた界限

本界限は、江戸期に陸路・水路の重要な結節点として発展してきた界限で、その後、貨物駅、神田青果市場、秋葉原電気街など、時代とともに展開してきました。現在でも、鉄道の結節点としての機能を有し、その利便性を活かした様々な機能が集積した界限となっています。



多様な業態で構成されている電気街

●時代とともに進展してきた特徴的な界限

秋葉原駅周辺は、土地区画整理事業が実施され、オープンスペースが確保されるとともに、商業・業務施設が集積するなど拠点性の向上が図られ、国内外を問わず、多くの来訪者でにぎわう界限へと成長しています。

一方、これらの後背地は、路地が多く残る等、下町の雰囲気を受け継ぐ空間が形成されており、落ち着きや親しみが感じられる生活景観が形成されています。



土地区画整理事業で整備された駅前広場と商業・業務施設



中央通り

●主な通りとその特性

中央通りは、秋葉原の電気街を南北に貫く界限の主要な通りであり、にぎわいのある街並みが形成されています。

この他、蔵前橋通りや昌平橋通り、昭和通りなどは補助的な役割を担う幹線道路であり、沿道は、商業・業務・住宅が混在して複合市街地の景観が形成されています。



下町の雰囲気を残す住宅地

●史跡や社寺など心のより所となる景観資源

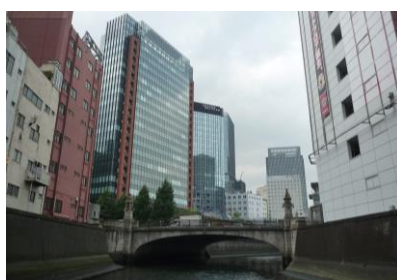
高台に位置する神田明神は、江戸の総鎮守として多くの人々に親しまれており、地域のランドマークとなっています。また、万世橋の鉄道高架も歴史的な資源として認識されています。



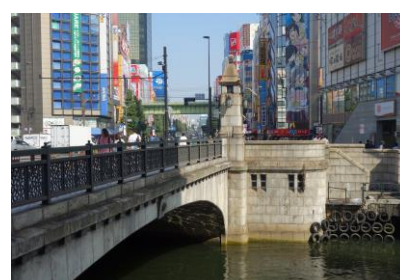
神田明神の正月



中学校跡地に残された巨木



神田川から見た万世橋と周辺の街並み



万世橋の親柱と橋詰広場

(2) 界限別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

■ 界限共通

- 中央通りを中心に高密度に集積した商業空間と再開発エリアを結びつけ、人間性豊かな街並み形成を進める。
- 神田明神、万世橋の鉄道高架などの地域の景観資源を保全し、これを活かした街並みをつくるとともに、これらの資源を結ぶ歩行者のためのネットワークをつくる。
- J Rの煉瓦高架は、歴史的資源であるとともに、界限の東西をつなぐ重要な基本軸として活用を図る。また、煉瓦高架橋の修景を行いながら、高架下の建物については、煉瓦高架橋のデザインに配慮する。

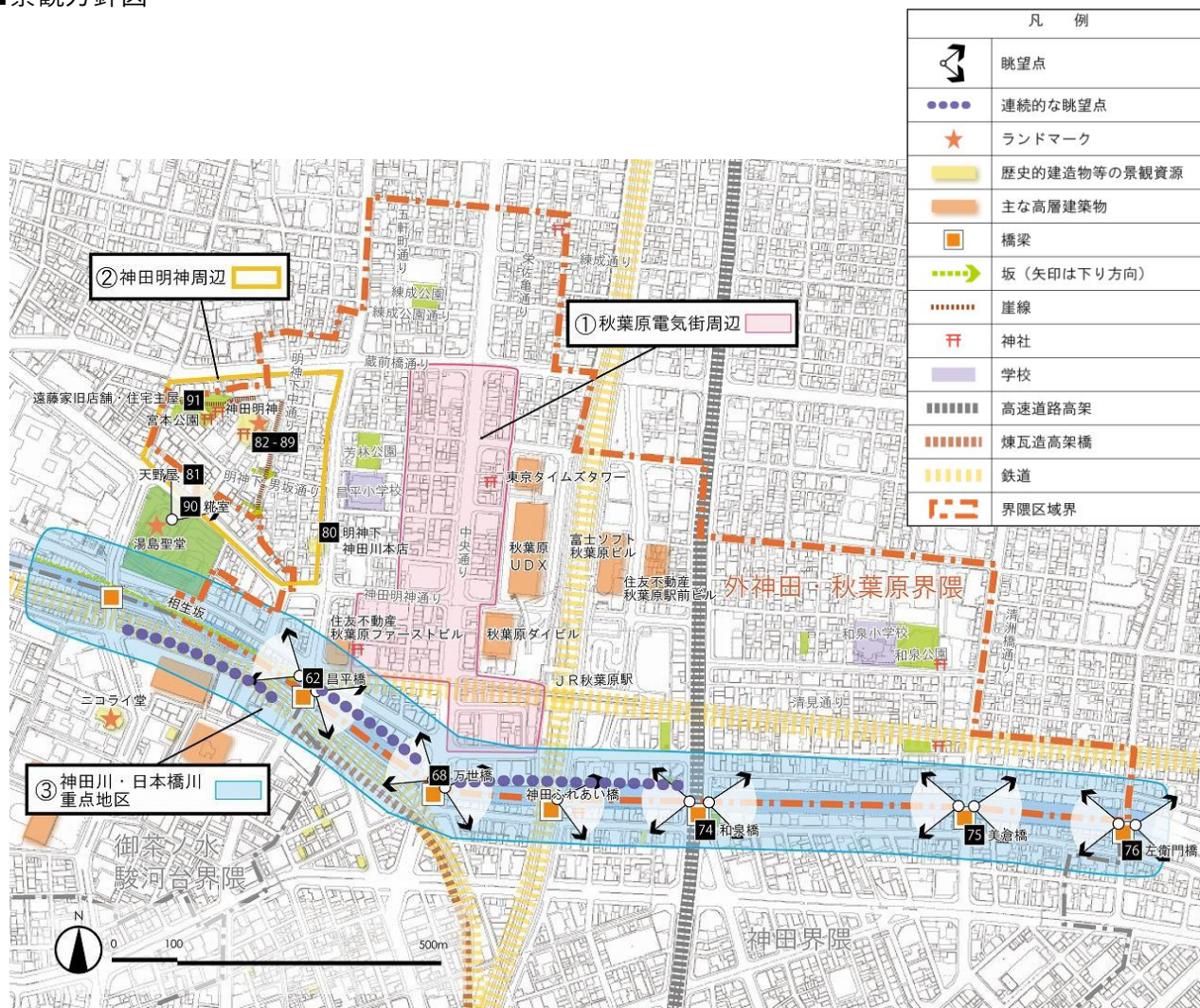
■ エリア

- ①秋葉原電気街周辺 ○秋葉原電気街のにぎわいのある街並みと、下町の暮らしを感じることでできる落ち着いた街並みの個性を活かす。また、歩行者の回遊性や滞留性を向上させるため、快適な歩行者のためのネットワークをつくるとともに、わかりやすいサインの整備も図っていく。
- ②神田明神周辺 ○高台に位置する神田明神をランドマークとして活かしながら、高台の緑や崖線、地形を保全し、落ち着いたのにぎわいのある街並みを形成する。

■ 通り・水辺

- ③神田川重点地区 ○橋詰広場を活用して、眺めの映える場所として整備するとともに、川沿いの敷地は水際にオープンスペースを確保し、それらを連続的につなげることで開放的な水辺空間を創出する。
- 川に面する建物は、川へ向けて正面性のある配置や壁の表情等に配慮したり、通りから敷地を通して川存在を感じ取れたりするように工夫を行う。

■景観方針図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

■主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
68	万世橋	神田須田町 1-25	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
80	明神下 神田川本店	外神田 2-5-11	景観まちづくり重要物件
81	天野屋(あま酒)	外神田 2-18-15	景観まちづくり重要物件
62	昌平橋	神田淡路町 1～外神田 1	景観まちづくり重要物件
74	和泉橋	岩本町 3-13	景観まちづくり重要物件
75	美倉橋	東神田 3～東神田 2	景観まちづくり重要物件
76	左衛門橋	東神田 2～台東区浅草橋 1	景観まちづくり重要物件
82	神田神社幣殿	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
83	神田神社拝殿	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
84	神田神社神饌所	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
85	神田神社宝庫	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
86	神田神社瑞垣	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
87	神田神社東門	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
88	神田神社西門	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
89	神田神社本殿	外神田 2-16-2	国登録有形文化財
90	靴室	外神田 2-18-15	区指定有形文化財
91	遠藤家旧店舗・住宅主屋	外神田 2-16-9	区指定有形文化財

②景観まちづくりの指針

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所	この境界は、神田川沿いに接するため、眺めの映える場所がある。橋梁や橋詰広場からの水面や緑が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、安らぎと潤いを与えている。	・眺望点である橋梁や橋詰広場からの眺めの対象となる市街地の建物にあっては眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分に配慮すること。 ●神田川に面する建物は、水辺に向けて正面性のある配置又は表情とし、道路側から敷地又は建物を通して水面側を望めるつくりを工夫すること。 ・水辺に形成されている緑地との調和を図ること。
心のより所	江戸総鎮守の神田明神は、多くの人が参拝に訪れる場所であるとともに、盛大な神田祭りが開催されるなど、地域のコミュニティ形成上、欠かせない存在であるとともに、人々の心のより所となっている。	・神田明神の背景には本殿への眺めを阻害するような高層建築物の立地を避け、神聖な場の雰囲気を持すること。 ●神田明神や参道の周辺では、その資源が引き立つような建物の配置、高さ・規模、形態・意匠、外構となるよう工夫をすること。
2. 育む自然		
地形の継承	神田川に面するなどの立地や地形を活かし、自然で魅力的な環境を創出する。	■敷地内の美しい場所、眺めの映える場所や歴史を伝える大樹などはできるだけ残し、その場所をできるだけ共有の場とすること。
つながる緑	神田川の水辺と緑、沿道の街路樹など、既存のまとまった緑地空間が形成されており、こうした公共空間の既存の緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	■歩道状の空地では無理に高密度な列植とせず、既存街路樹と同一種を植えるなど連続性を考慮すること。 ・敷地が限られている場合などは、壁面や屋上、窓先の緑化などにより、既存の緑と関連付けること。
3. 多様な境界		
路面のにぎわい	この境界は、働く人々や買い物客など様々な人々が訪れる中心的な場所であり、プロムナードとなる通りを形成することで、生き生きとした都市活動を支え、境界の魅力向上につながる。	・歩道に沿って一体的な公開通路等を設け、ゆとりある歩行者空間を確保すること。 ・秋葉原駅周辺と中央通り・昭和通りは、ゆとりある歩行者空間の整備、連続する店舗ファサードやストリートファニチャー等によるにぎわい感の創出等、トータルデザインとして魅力ある街路環境を形成すること。
路地を活かす	人々の飾り気がない生活風景が垣間見える路地は、人間的な寸法、尺度の中に、自然な遠慮やマナーを感じられることで、訪れる人々にも親しみを感じさせる境界の魅力へとつながる。	■従来から利用されている路地や通り抜け通路は、大規模開発などに際しても計画に取り入れること。 ■路地に面する新しい建物は、路地を構成する尺度、形態、素材、細部に配慮する。また、人の気配や活気を感じられるよう工夫すること。 ・新たな開発に隣接し既存の路地がある場合、必要に応じ、それにつながるよう新たな路地を整備すること。
歩行路のつながり	神田川の水辺と商業施設、オフィス、住宅のモザイク状のまちを有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、境界の魅力を引き出すとともに、安全で快適な都市活動を支えることになる。	■大きな街区にあっては、隣接する既存の通路などとのつながりを意識し、歩行者空間を確保すること。 ■歩行者空間が貧弱な区間では、再開発事業や街並みの修復を通じて歩行者空間を確保し、ネットワークさせること。 ・敷地内通路は、高低差のある地形をつなぐなど、歩行者にとって便利な近道となるよう配慮すること。 ・前面歩道と敷地内の空地との段差をなくす、仕上げをそろえるなど歩きやすい歩行者空間とすること。

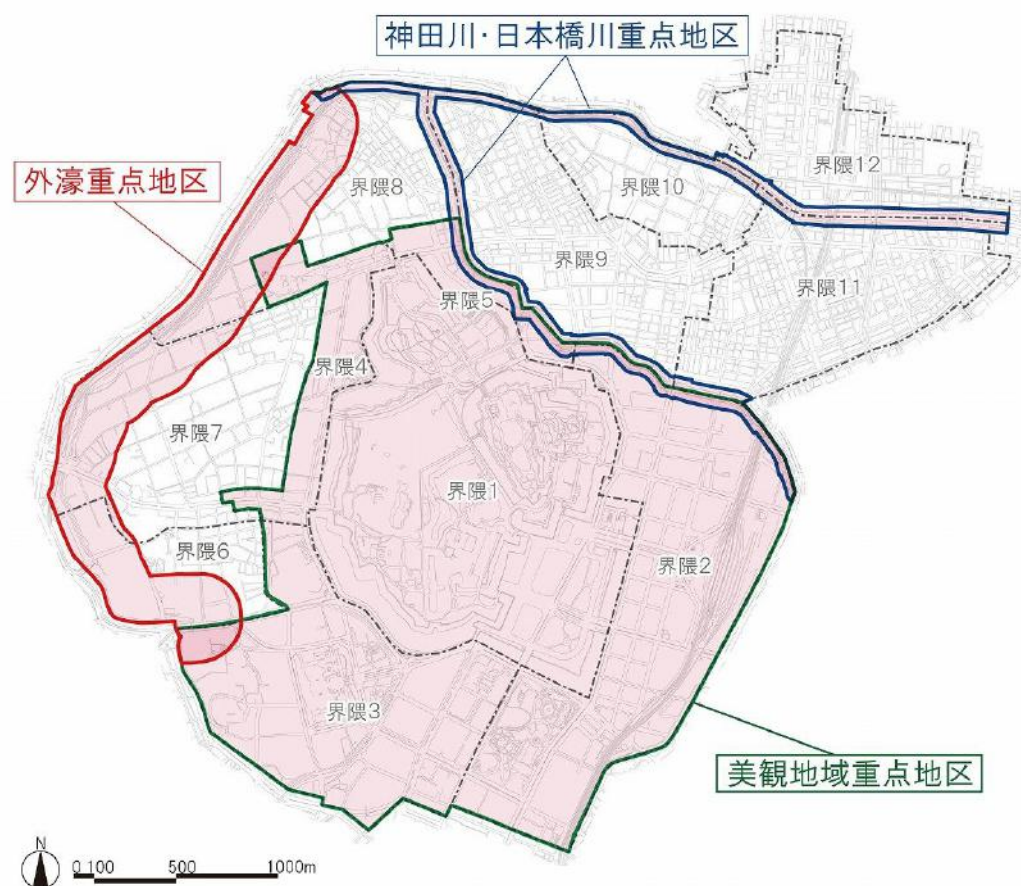
キーワード	意味	指針
4. 豊かなつながり		
人が集う場所	地域には活動の結節点として自然に人々を集め、交流できる場所が必要である。各建物の公開空地など、そのような場所は緊急時にも避難場所となり、まちにとって不可欠な共有財産となる。	■ 主要な歩行路が交わる場所では、働き、集う人々のために活動の中心となる場所を生み出すようにすること。
5. 首都の風格		
通りの秩序	通りの性格に応じて街並みがつくられれば、まちは奥行きのある秩序を生み出すことができる。	■ 通りの個性、性格を見極め、通りの性格にふさわしい敷地利用と建築計画に努めること。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

景観重点地区

景観重点地区は、首都東京の中心である美観地域、都心における貴重な水辺とオープンスペースであり、歴史的な資産が豊富な外濠、神田川・日本橋川沿いを指定しています。



1. 景観の特性及び景観形成の方向性・指針

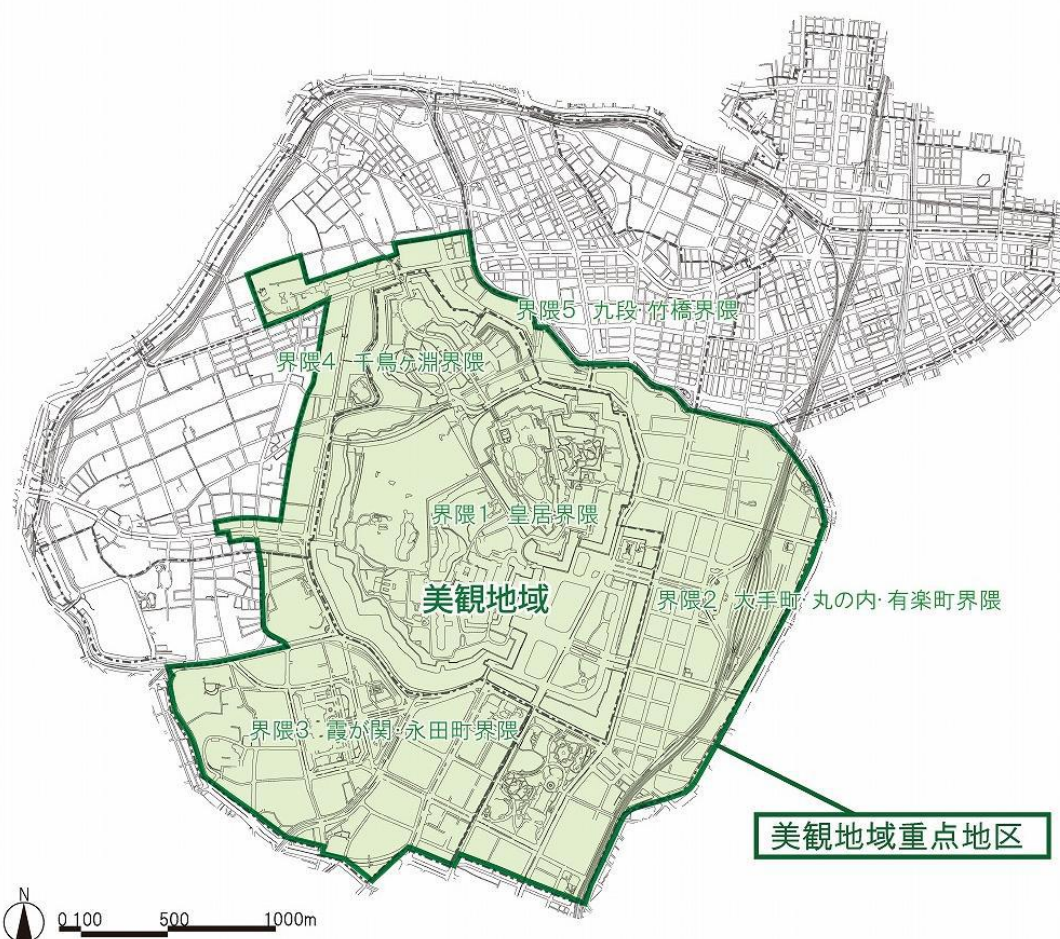
重点 1

美観地域重点地区

美観地域

美観地域重点地区の景観まちづくりガイドラインは、「iii. 美観地域」の内容と同様であるため、本章には掲載していません。

「iii. 美観地域」の内容をご確認ください。



～ 外濠重点地区の成り立ち ～

●地区の概要

外濠は、寛永 13(1636) 年頃に完成した。本来は雉子橋から常盤橋、数寄屋門、虎ノ門、溜池、赤坂見附、牛込見附に至り、さらに神田川を経て浅草橋まで、延長 14 k m にわたる日本最大の江戸城外郭である。

●文化財としての外濠

現存する外濠は、赤坂見附から牛込見附に至る延長約 4 k m が、昭和 31(1956) 年「史跡江戸城外堀跡」として指定され、平成 20(2008) 年には千代田区、港区、新宿区による「史跡江戸城外堀跡保存管理計画書」が策定された。

●鉄道と外濠

外濠は、明治 22(1889) 年に新宿から都心部に至る鉄道建設の用地として使われた。それは、水面との高低差が大きく、道路と立体交差で延伸できることからで、また、見附空間が交通の結節点であることから、駐車場の場所として使われ、水道橋周辺では、土手の上に軌道や駐車場が作られた。

●市区改正における外濠

明治 44(1911) 年、市区改正にて、牛込見附から喰違見附までの土手が公園（名称：土手公園）として指定された。その後、溜池の埋立てに続き、弁慶濠も東京府により住宅用地として埋立てられる予定であったが、風光明媚な場所として市民の反対運動が起こり、残ることとなった。そして、東京市は、牛込見附から弁慶濠に至る水面を外濠公園とする計画を立案するが、関東大震災で中断した。

●震災復興と外濠

震災復興が一段落する昭和 2(1927) 年、牛込駅から新見附に至る土手が「土手公園」として開設された。震災復興祭が終わった昭和 8(1933) 年、四谷で砂利線置場として使われた埋立地を原型にもどすのではなく、都市公園として開設する計画があり、鉄道用地を除き、土手と水面全体を公園とする都市計画が決定された。また、外濠土手全体をハイキングコースとしたり、新見附から市谷見附までの土手が外濠公園として開設され、四谷の砂利線置場はテニスコートや少年野球場とする外濠公園が誕生した。計画は弁慶濠まで進む予定であったが、戦争で中断となった。

●戦後の外濠

戦後、外濠公園野球場は戦災瓦礫処理のため、嵩上げが行われ、真田濠は、上智大の費用負担により瓦礫の埋立が行われ、上智大の運動場として使われるようになった。その後、昭和 31(1956) 年には江戸城外堀史跡として、都市公園指定エリア（鉄道用地も含む）が指定となったが、保全計画もないまま風致地区が外濠全体にかけられ、外濠は多様なしぼりの中に建設省所管の公共財産として残った。さらに公園としての開設が難しいとの理由から、昭和 33(1958) 年に都市計画上の公園は、弁慶濠を除き、方針のみの緑地と変更になり、戦前の全体を公園化する計画は頓挫してしまった。また、J R への民営化に伴い、文化財エリアにある鉄道用地が売られて宅地が誕生してしまった。



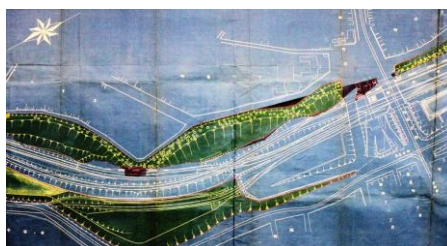
甲武鉄道兜トンネル(現・新四谷見附橋)



市ヶ谷濠と甲武鉄道(明治後期)



東京市の外濠公園計画図(昭和初期)



外濠公園計画図[昭和8(1933)年]

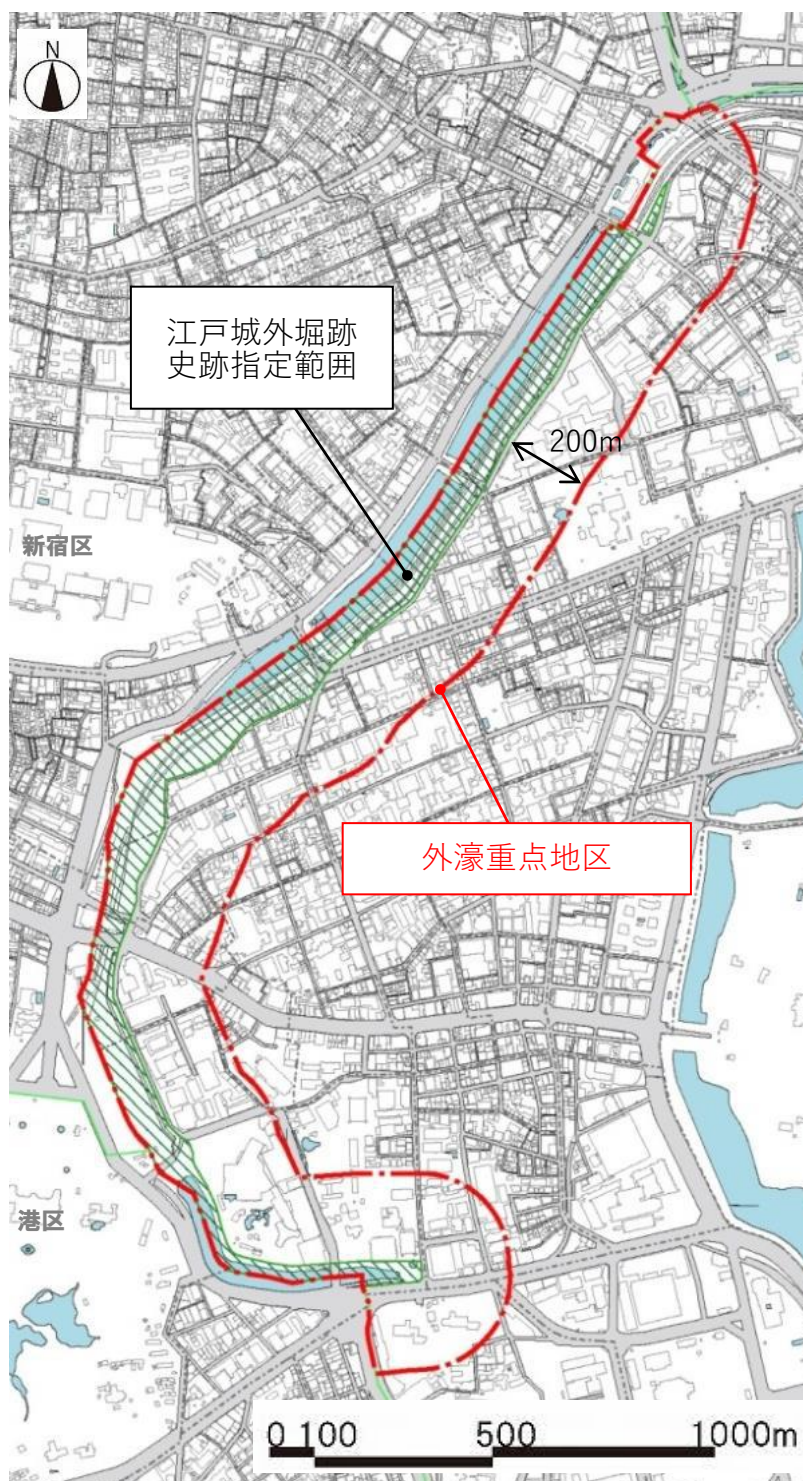


市ヶ谷駅

地区の範囲

○江戸城外堀跡史跡の部分と、史跡から 200m の陸上の区域を合わせた部分。

・千代田区、港区、新宿区は、平成 20(2008)年に「史跡江戸城外堀跡保存管理計画書」を策定した。これを契機とし、江戸城外堀跡史跡及びそのバッファゾーンである史跡から 200m の範囲を対象として、相互に連携して景観まちづくりを行うため、定期的に連絡会議を行っている。



(1) 外濠地区の景観特性

●歴史・文化的価値としての外濠

「史跡 江戸城外堀跡」を具体的に示すものの代表として石垣があります。中でも城郭としての重要な役割を示す見附跡の枡形石垣は、牛込見附、四谷見附、赤坂見附において一部が現存しており、都市の記憶を継承する貴重な歴史資産です。

また、甲武鉄道は、軌道、隧道（トンネル）、駅舎等が整備され、軌道は、既存の地形や樹木への配慮から隧道方式が採用され、当時は4つの隧道が建設されました。四番町隧道や四谷隧道は、「通済門」、「既済門」と銘記され鉄道を讃める対が飾られ、あたかも「都市への門」のような造りになっています。また、現存する御所隧道（真田濠から迎賓館の地下を通過）は、都心最古の鉄道トンネルであり、煉瓦と切石で化粧された姿を見ることができます。



四谷見附の石垣

●橋上や水辺を介した眺望景観

自然地形を利用した大規模な改変により生まれた外濠は、橋上や土手からの眺望景観が大きな特徴となっています。水面、鉄道、土手、建築物群で構成される眺望景観は、人々の心に記憶される個性的な眺望景観であるといえます。



新見附橋からの眺望

●公園やオープンスペースによる潤いのある景観

外濠は、土手沿いの公園やオープンスペースが带状に整備され、水辺とさくらや松などの植栽が相まって、潤いのある景観が形成されています。

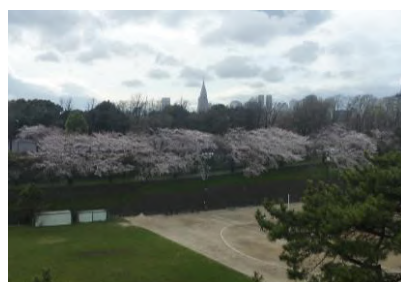
公園は、明治44(1911)年に市区改正設計公園として牛込見附から喰違土橋までの土手遊歩道を「土手公園」として計画したことに始まります。これにより、昭和2(1927)年に牛込見附から新見附橋までの区域が「東京市立土手公園」として開設されました。その後、昭和8(1933)年には牛込見附から赤坂見附間の濠や土手に公園区域が拡張され、「外濠公園」と改称されました。昭和11(1936)年に新見附橋から四谷見附までと四ツ谷駅北側の埋め立て地（グラウンド）が「東京市立外濠公園」として開設しました。

その後、日露戦争等の影響により公園整備は進捗しませんでした。水辺の貴重なオープンスペースとして多くの人々に親しまれる空間が形成されました。

良好な景観の維持に向けて、公有水面としての外濠には財産管理上の課題があります。



外濠公園の春



埋め立てられた真田濠

②景観まちづくりの指針

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所	眺望点である見附や橋からの水面、緑、石垣が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史や自然を感じさせ、大いなる安らぎと潤いを与えている。	●外濠の水辺景観を活かした建築物の配置とすること。 ●交差点や外濠公園から見られる敷地の角などアイストップとなる場所では、積極的に緑化を行うこと。 ・眺望点から見える建築物等は、良好な眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に配慮すること。 ・眺望点から見える石垣や緑地との調和を図ること。 ・外濠沿いに眺望点を設置する場合は、ベンチなどを配置し、憩える空間として整備を図ること。
年輪を重ねた樹	年輪を重ねた大きな樹は、道行く人々の目標となるばかりでなく、そこにあり続けている存在感が安心感を与える。	●既存樹木は保全しながら、周辺環境との調和を図りつつ必要に応じて更新すること。
2. 育む自然		
地形の継承	外濠の水辺や豊かな緑、起伏ある地形を活かし、自然で魅力的な環境を創出する。	●地形的な起伏を尊重し、水辺の開放感が得られるように工夫すること。 ・外濠の水面や緑、見附跡の石垣等を保全し、適切に維持管理を行うこと。 ・外濠沿いの敷地は、外濠との関係性に配慮し、敷地のもつ特性を壊さずに活かす工夫をすること。
つながる緑	外濠沿いはさくら並木やまとまった緑地空間が形成されている。また、街路樹は、季節を感じさせ、通りに潤いを与えている。こうした緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	・植栽計画では、外濠などに生息する生物に配慮し、地域に合った在来樹木を活用すること。 ・外濠沿いの骨格となる緑は、そのつながりを分断しないようにすること。 ・良好な眺望を確保するよう、土塁や法面等に形成されている植栽との調和を図ること。
水辺のにぎわい 水のある場所	外濠の水辺空間は、地区のオアシスといえる。水辺に面する敷地を多くの人々に開放し、緑にあふれ、心地よい風の感じられる、視界の開けた水辺づくりにより、地区の魅力向上につながる。	・外濠に面する場合、水面を感じられるよう、歩行者動線に配慮すること。
3. 多様な界限		
路面のにぎわい	外濠沿いは、水辺・緑とホテル、大学、オフィス、住宅のモザイク状のまちを形成している。これらをつなげ、プロムナードを形成することで、生き生きとした都市活動を支え、魅力向上につながる。	・歩道に沿って一体的な公開通路等を設けて、ゆとりある歩行者空間を確保すること。 ・低層部店舗の表情やにぎわい感が連続するように配慮すること。 ・公開空地にたたずんだり、休憩できる空間を設けるよう努めること。

キーワード	意味	指針
歩行路のつながり	水辺・緑と文教施設、オフィス、住宅のモザイク状のまちを有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、境界の魅力を引き出すとともに、安全で快適な都市活動を支えることになる。	・外濠公園内通路や外濠沿いの道路を歩行者が快適に利用できるようにすること。 ・外濠沿いにつながる通路を積極的に設置するよう努めること。
4. 豊かなつながり		
あかりをつなげる	周辺環境に配慮しながら、魅力的な夜間景観を創出する。	●夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行う。特に、外濠公園沿いでは、落ち着きや潤いに配慮し、魅力的な夜間景観の創出を図ること。
人の気配	活動する人々を風景として見ることで、まちの魅力や個性に触れられる。建物や広場から興味深い出来事や活動が感じられれば、まちの情景はより豊かになる。	・通りや広場に面した店舗などは、内部の活動や気配が感じられるよう工夫すること。 ■通りから奥まった空間は、人の出入りを促すように近くの主要な歩行者動線と接続させる工夫すること。
5. 首都の風格		
都市の門	外濠沿いには、かつて明確な境界があったことを感じさせる橋や石垣がある。これら主要な結節点は、いわば都市の門として地域の個性を際立たせることになる。	・橋や見附跡など歴史的なゲートを保全し、境界の結節点として際立たせるよう周辺景観に配慮すること。 ・歴史的建造物等には由来がわかるよう案内板を設置すること。
通りの秩序	通りの性格に応じて街並みがつくられれば、まちは奥行きのある秩序を生み出すことができる。	●通りや境界の特性に応じて、にぎわいや落ち着きが感じられる形態・意匠とし、快適な歩行者空間の創出を図ること。
壁面の連なり	建物の壁面は公共空間に面するつなぎ目となる重要な場所であり、壁面の連なりが街区単位のまちなみの個性をつくる。	●外壁は、外濠に面して分節化を図るなど、長大な壁面とならないようにすること。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

～ 神田川・日本橋川重点地区の成り立ち ～

● 界隈の概要

飯田橋から駿河台、和泉橋を経て隅田川へと注ぐ神田川は、元和 2 (1616) 年に開削された人工河川である。日本橋川も本来は、平川の流れが飯田橋から日比谷入江に入り込んでいたものが、雉子橋から常盤橋を経て日本橋へと流れを変えられ、堀留橋で上流部を切られたものだった。明治 33(1900)年、日本橋川は堀留橋から三崎橋まで延伸され、外濠川となった。戦後、呉服橋から鍛冶橋間が埋立てられたため、一石橋から下流を指していた日本橋川という名称が三崎橋まで付けられた。

● 江戸期の舟運の発展

江戸期の川＝堀は、舟運と江戸城防御施設として作られたため、堀の外側には樹木を植えず、町方、武家方の河岸地として使われ、内側には土手や石垣が作られていた。神田地域東側の一帯は江戸でも早期から商人や職人が集まった地域であり、その発展の原動力になったのが神田川であり、河岸であった。

● 明治期の水辺の変化

神田川左岸は、明治に入り河岸地として開発が進み、右岸にあった柳原土手や見附は明治初年に撤去された。その後、右岸側も民間の河岸地として利用され、占用料は市区改正の経費となった。

飯田橋から万世橋にかけての土手や駿河台の崖線は甲武鉄道用地に利用され、明治 45(1912)年には万世橋停車場が筋違御門内八辻ヶ原に作られた。

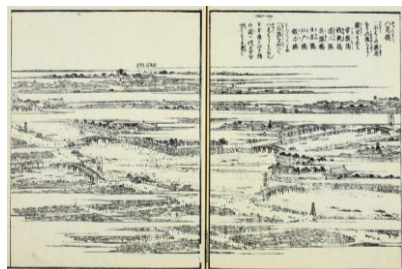
● 震災復興

関東大震災で佐久間河岸周辺は焼失をまぬがれたが、護岸際にて 2 m 下がり、河川用地を確保する計画が東京市で計画されたが、実現せず、護岸天端まで建物が建つ構造となった。

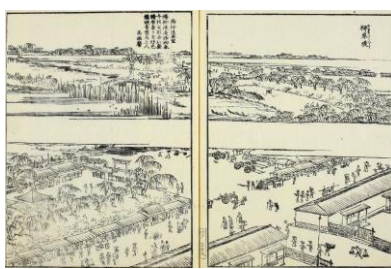
震災復興で河岸地には、共同の荷揚場が整備され、西神田に作られた荷揚場は雁木づくりであった。また、震災復興にあつては、歴史的経緯を踏まえ、美観に配慮したアーチ橋がつくられ、運河としての舟運に対し、高欄デザインは見分けやすいよう工夫され、橋には橋側灯が付けられていた。また、橋台敷には、トイレや交番が置かれ、さらに、緑化が行われている。

● 舟運の衰退～新たな景観まちづくりへ

昭和 39(1964)年頃から、舟運が衰退するとともに、高潮対策のため、既存護岸へ張付けによる防潮堤が造られ、河岸地は宅地と同様の用途で使用され、昭和 45(1970)年には登記簿の地目が河岸地から宅地に変換され、大半が占有者へ払い下げられ、旧河岸地は川と町をつなぐ新たな景観まちづくりが求められている。



水路の交差点・八見橋



神田川と柳原通り（江戸後期）



柳森稻荷（江戸期）



震災復興橋・雉子橋



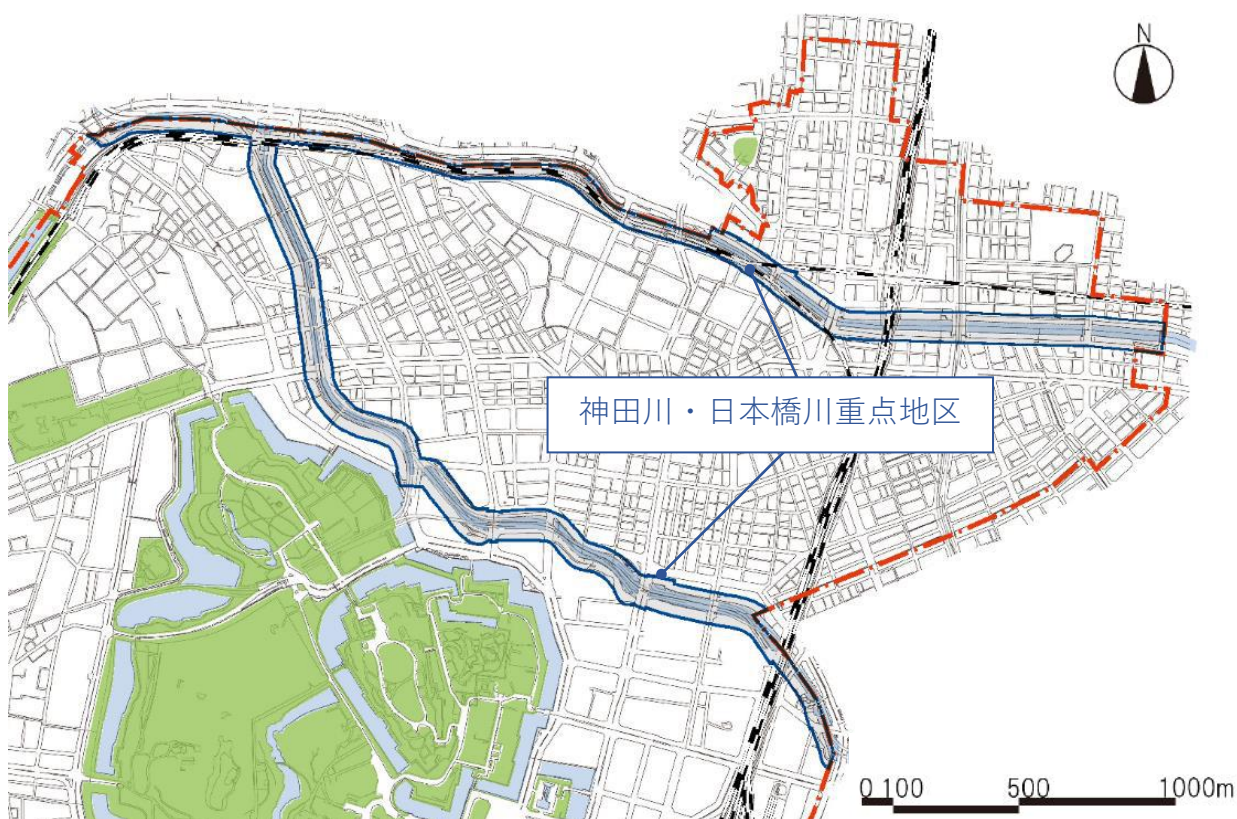
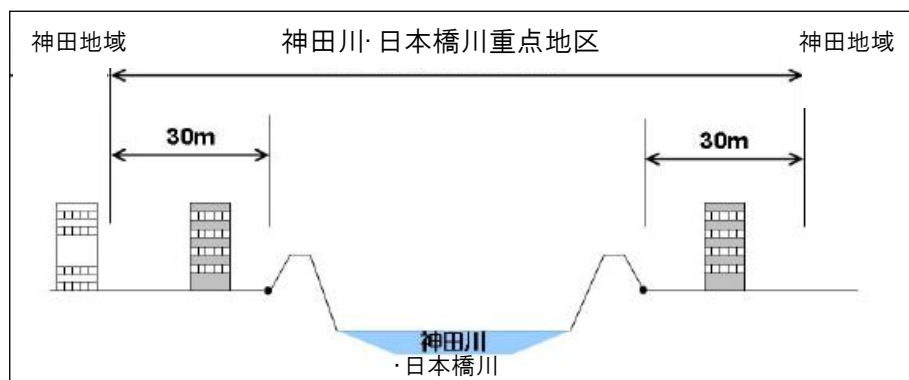
美倉橋から和泉橋方面（昭和初期）



埋立て前の浜町川・柳原橋[昭和 24(1949)年]

地区の範囲

○神田川・日本橋川の部分と、河川の両側からそれぞれ 30m の陸上の区域を合わせた部分。



(1) 神田川・日本橋川地区の景観特性

●多彩な表情を持つ界限を結ぶ水の軸

神田川は飯田橋から隅田川の区間を流れており、飯田橋、御茶ノ水、秋葉原、神田の界限を有機的に結ぶ水の軸です。地形的な変化を見せ、界限性と一体となり、多彩な表情を持つ水辺として多くの人々に親しまれています。



秋葉原界限を流れる神田川。明治6(1873)年に建設された万世橋が秋葉原と神田を結んでいる。

●都市の歴史を刻む土木遺産

神田川・日本橋川には、震災復興により建設された多数の橋梁が存在するほか、江戸城の石垣の一部が残されています。橋梁は市街地の改造や被災からの復興などにより、幾度かの整備や復原を繰り返すものも見られ、江戸から続く千代田区の歴史を刻む貴重な土木遺産であるといえます。



常盤橋周辺には江戸城の石積みが残されている。なお、常盤橋は東日本震災により被害を受け、修復工事を実施した。

●橋上や水辺を介した眺望景観

美観地域と神田地域や新宿区等とは橋梁で結ばれています。特に、神田川沿いの橋梁は、地形的変化を視覚的に感じることができ、橋上は都市のダイナミックな動きを眺められる場です。



聖橋から秋葉原方面の眺望景観。水辺、鉄道、建築群が重層的に眺められ、都市のダイナミックな動きを感じることができる。



和泉橋の橋詰広場。水辺と一体となった潤いある景観が形成されている。

●公園・広場による潤いのある景観

神田川沿いの橋詰には、広場やオープンスペースが整備され、大きな樹木や植栽、法面緑化の緑が水辺や街並みに潤いを与えています。また、日本橋川では市街地の再整備により生まれた街路樹や植栽が、水辺の貴重な緑として潤いある景観を形成しています。



JR飯田町貨物駅跡地の再開発により整備された水辺の街路樹。

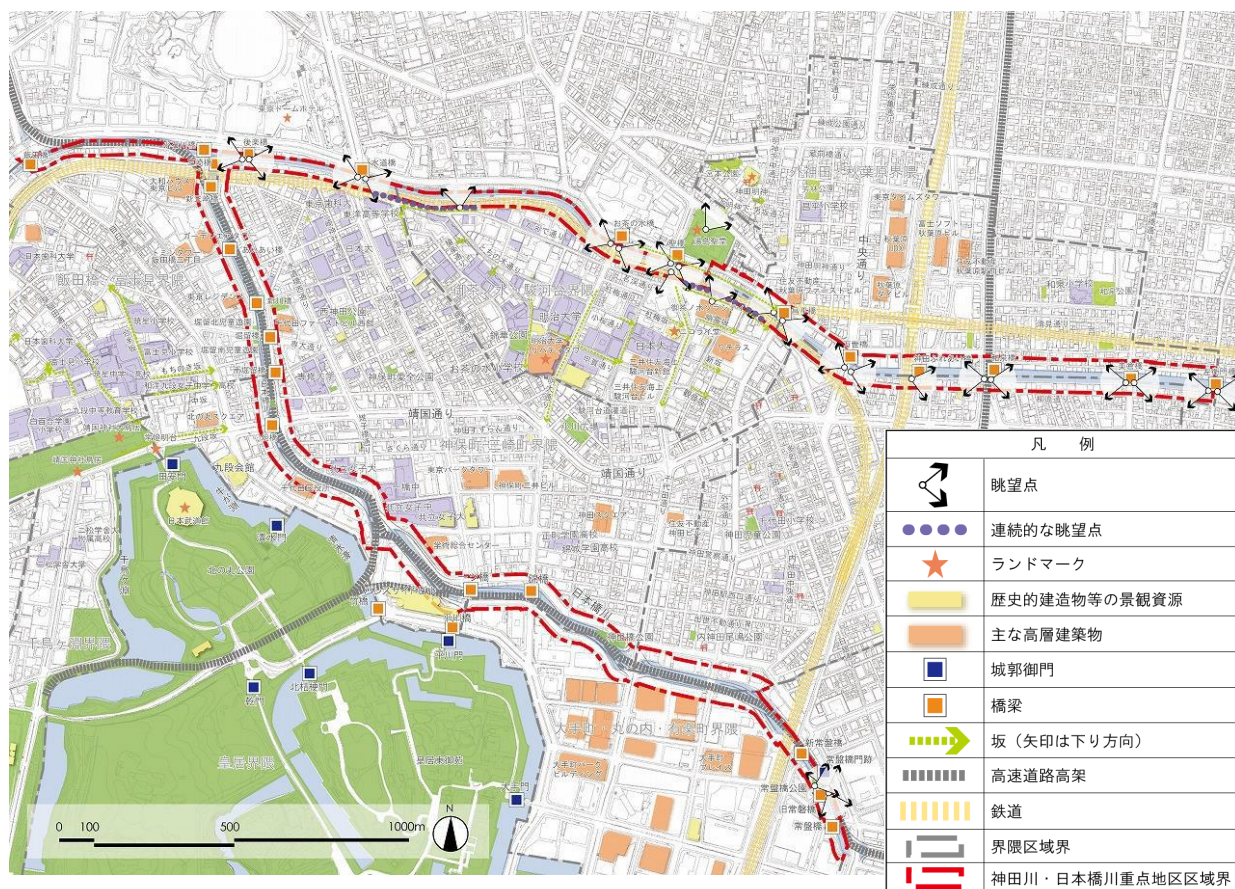
(2) 境界別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

■地区共通

- 神田川の景観形成は、水と緑の一体的な景観をつくり出すことが重要である。川沿いや河川内での緑化を積極的に推進し、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観に潤いと連続性をつくり出していく。
- また、川の流れに表情を加えることは、河川景観に変化と彩りを加え、魅力的な空間をつくる効果がある。生物が住みやすくなるよう工夫をしたり、水の流れに表情の変化を加えたりすることにより、水と緑が一体感をもった景観を形成するよう努める。
- 神田川・日本橋川沿いの歩行者空間は、川を眺望することのできる場所であり、川の趣を感じることもできる親水空間でもある。建築物等の配置は、川の景観と一体的に検討し、川沿いの空間を確保することに努める。
- また、緑化を促進し、誰もが利用しやすく緑豊かで連続的な歩行者空間を創出するよう努める。
- 「御茶の水」の碑、聖橋、常磐橋などの特徴がある橋梁、日本橋川に残る石積みなど、数多くの歴史的資源を活用した景観形成を図る。
- 神田川・日本橋川は、川幅が狭いことから、川沿いの街並みの一軒一軒のたたずまいが川の景観と一体となって眺望される。そのため、周辺に新たに建てる建築物等は川側にも正面性を表現し、配置や外壁材を川と違和感のないものとするなど、川と周辺地域が一体となるような街並み景観を形成していく。

■景観方針図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

②景観まちづくりの指針

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所	眺望点である橋からの水面、緑、石垣が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史や自然を感じさせ、大いなる安らぎと潤いを与えている。	●敷地が水辺に接する場合は、水辺側に緑や空地、街路樹や社寺の緑等とのつながりを持った空地を確保するなどにより、圧迫感を軽減するような配置とすること。 ●神田川・日本橋川の水辺景観を活かした建築物の配置とすること。 ・対岸からの眺めを阻害しないよう高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に配慮すること。 ・水辺沿いの空地等では、ベンチなどを配置し、憩える空間として整備を図ること。
2. 育む自然		
地形の継承	水辺や豊かな緑、起伏ある地形を活かし、自然で魅力的な環境を創出する。	・水面や緑を保全し、適切に維持管理を行うこと。 ・河川沿いの敷地は、水辺との関係性に配慮し、敷地のもつ特性を壊さずに活かす工夫をすること。
つながる緑	河川沿いの緑地空間や、主要道路沿道の街路樹は、季節を感じさせ、潤いを与えている。こうした公共空間の既存の緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	■河川沿い敷地は、緑を敷地内に取り込むなど既存の緑と関連付けること。 ・植栽計画は、水辺に生息する生物に配慮し、地域に合った在来樹木を活用すること。 ・良好な眺望を確保するよう、法面等に形成されている植栽との調和を図ること。
水辺のにぎわい 水のある場所	水辺に面する敷地を多くの人々に開放し、緑にあふれ、心地よい風が感じられ、視界の開けた水辺づくりにより、地区の魅力向上につながる。	・河川沿いでは、水辺の開放感や、水面を感じられるよう、歩行者動線に配慮すること。 ・日本橋川にかかる高速道路高架の今後の撤去の方向性を見据えて、開放的な親水空間を創出するために、川に面する敷地においてはオープンスペースを確保すること。 ●夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を水辺に向けないようにすること。
3. 多様な界限		
路面のにぎわい	河川沿いは、緑と商業施設、オフィス、住宅のモザイク状のまちを形成している。モザイク状のまちをつなげ、プロムナードを形成することで、生き生きとした都市活動を支え、水辺の魅力向上につながる。	・歩道に沿って一体的な公開通路等を設けて、ゆとりある歩行者空間を確保すること。 ・低層部店舗の表情やにぎわい感が連続するように配慮すること。 ・公開空地にたたずんだり、休憩できる空間を設けるよう努めること。
歩行路のつながり	水辺・緑と商業施設、オフィス、住宅のモザイク状のまちを有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、界限の魅力を引き出すとともに、安全で快適な都市活動を支えることになる。	・神田川や日本橋川の河川空間や、河川沿いの道路を歩行者が快適に利用できるようにすること。 ・神田川や日本橋川につながる通路を積極的に設置するよう努めること。
4. 豊かなつながり		
人の気配	活動する人々を風景として見ることで、まちの魅力や個性に触れることができる。建物や広場から興味深い出来事や活動が感じられれば、まちの情景はより豊かになる。	・通りや広場、河川沿いに面した店舗などは、内部の活動や気配が感じられるよう工夫すること。 ■通りから奥まった空間は、人の出入りを促すように近くの主要な歩行者動線と接続させる工夫をすること。

キーワード	意味	指針
5. 首都の風格		
都市の門	河川沿いの橋などの主要な結節点は、いわば都市の門として地域の個性を際立たせることになる。	・橋は歴史的なゲートとして保全し、界隈の結節点として際立たせるよう周辺景観に配慮すること。 ・歴史的建造物等には、由来がわかるよう案内板を設置すること。
通りの秩序	通りの性格に応じて街並みがつくられれば、まちは奥行きのある秩序を生み出すことができる。	●通りや界隈の特性に応じて、にぎわいや落ち着きを感じられる形態・意匠とし、快適な歩行者空間の創出を図ること。
壁面の連なり	建物の壁面は公共空間に面するつなぎ目となる重要な場所であり、壁面の連なりが街区単位のまちなみの個性をつくる。	●外壁は、河川に面して分節化を図るなど、長大な壁面とならないようにすること。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

2. 景観重点地区の色彩基準

「千代田区景観まちづくり計画」の項目別景観形成基準で定めた景観重点地区の色彩基準を以下に示します。本ガイドラインの指針と合わせて、以下の色彩基準に適合させてください。

(1) 外濠重点地区

別表1 色彩定性基準

◆：地域独自の基準 ○：他地域共通の基準

- ◆大木屋敷跡の区割の大きな敷地内の植栽や、外濠に見られる四季を通して豊かに変化する自然の色を活かし、それらと互いになじむ落ち着いた低～中彩度色を用いること。
- ◆タイル素材を用いた集合住宅や中等教育機関、伝統的な社寺など、閑静な佇まいを損ねない温かみのある暖色系の濁色を中心としたおだやかな色彩を用いること。
- 壁面で用いる色数は過多にならないように配慮すること。
- 建築物の高層部は広域的な影響を踏まえ、近隣のみならず遠方からの見え方に配慮するとともに、鮮やかなアクセント色等を用いないこと。
- 主要通りや商業エリアにおいては、通りごとに低層のにぎわいと中高層の落ち着いた両立を考慮し、連続性が感じられるような工夫を行うこと。
- 地域の特徴を踏まえ、建物単体の配色及び周辺建物との関係において、色彩の対比が強くないよう配慮すること。
- 歴史的建造物等や地域のシンボルとなる樹木など、景観資源に近接する場合は、それらの色彩との調和を図るとともに、景観資源の存在を引き立てる落ち着いた色彩や配色とすること。

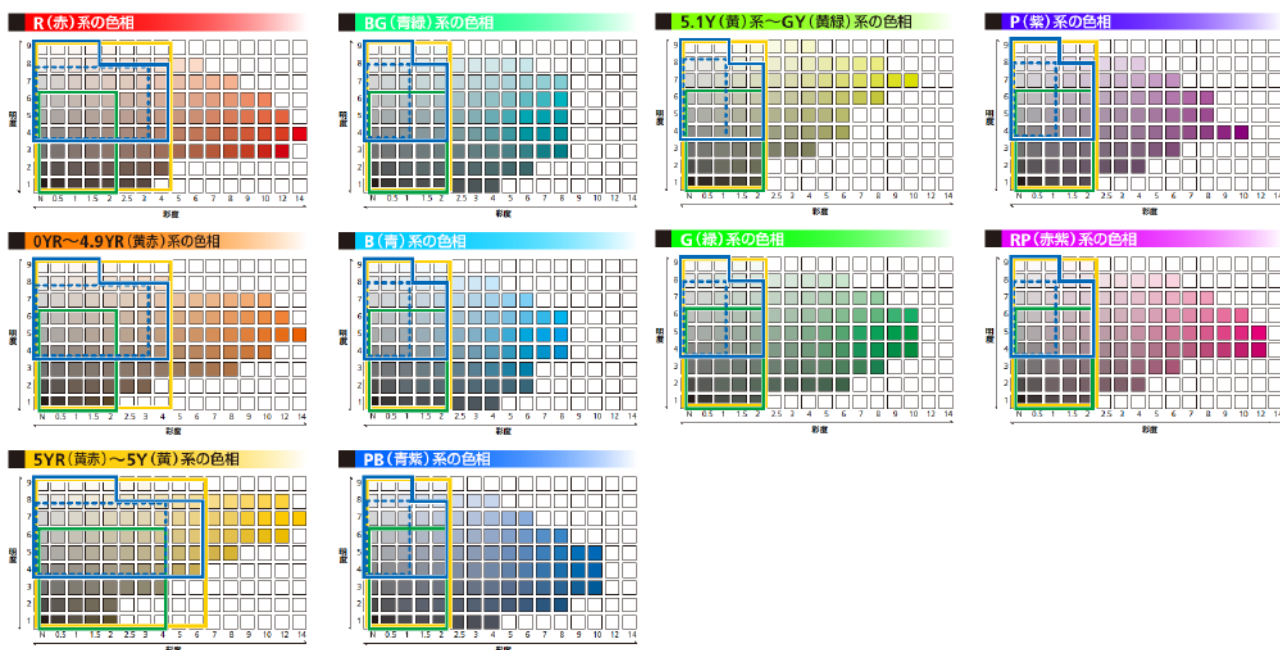
別表2 色彩定量基準（抜粋）

適用部位	色相	明度	彩度
外壁	外壁基本色1 高さ15m未満	OR～4.9YR	4以上 8.5未満
		8.5以上	1.5以下
		5.0YR～5.0Y	4以上 8.5未満
		8.5以上	6以下
	外壁基本色2 高さ15m以上	OR～4.9YR	4以上 8.5未満
		8.5以上	2以下
		5.0YR～5.0Y	4以上 8.5未満
		8.5以上	2以下
	外壁強調色	OR～4.9YR	4以下
		5.0YR～5.0Y	6以下
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	2以下
屋根色 (勾配屋根)	OR～4.9YR	6以下	2以下
	5.0YR～5.0Y		4以下
	上記以外の色相		2以下

※建築物等における色彩の基準と運用（景観まちづくり計画：p 60）及び別表 3-1 地域別色彩定量基準（景観まちづくり計画：p 62）を参照のこと。

※高さ 60m 以上又は延べ面積 3 万㎡以上の建築物等については、別表 3-2 色彩基準（景観まちづくり計画：p 62）に適合する必要がある。

※下記の色彩の例は、印刷のため正確な色彩と多少異なる場合がある。



(2) 神田川・日本橋川重点地区

別表1 色彩定性基準

◆：地域独自の基準

○：他地域共通の基準

- ◆大学等の集積、古書店街や電気街などの特徴のある業種の集積、歴史的建造物等を活かした飲食店など、様々な様相を活かしながら、まちの背景を構成する要素として全体から突出しすぎない低～中彩度の色彩を用いること。
- ◆通りに並ぶ建物同士の関係を重視した調和感のある色彩を用いること。
- ◆強調色やアクセント色はできるだけ低層で用いること。やむを得ず中高層で用いる際には線状など圧迫感を与えないよう配慮すること。
- 壁面で用いる色数は過多にならないように配慮すること。
- ◆通りに面し隣接する建物や周辺との調和に配慮し、何らかの共通項により連続性やまとまり感を見出す工夫を行うこと。
- 主要通りや商業エリアにおいては、通りごとに低層のにぎわいと中高層の落ち着きの両立を考慮し、連続性が感じられるような工夫を行うこと。
- 歴史的建造物等や地域のシンボルとなる樹木など、景観資源に近接する場合は、それらの色彩との調和を図るとともに、景観資源の存在を引き立てる落ち着いた色彩や配色とすること。

別表2 色彩定量基準（抜粋）

適用部位		色相	明度	彩度	
外壁	外壁基本色1 高さ15m未満	OR～4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	
		5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下	
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下	
		外壁基本色2 高さ15m以上	OR～4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下
			上記以外の色相 (無彩色を含む)	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
	外壁強調色	OR～4.9YR	-	4以下	
		5.0YR～5.0Y	-	6以下	
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	-	2以下	
	屋根色 (勾配屋根)	OR～4.9YR	6以下	2以下	
		5.0YR～5.0Y		4以下	
		上記以外の色相		2以下	

※建築物等における色彩の基準と運用（景観まちづくり計画：p60）及び別表3-1 地域別色彩定量基準（景観まちづくり計画：p62）を参照のこと。

※高さ60m以上又は延べ面積3万㎡以上の建築物等については、別表3-2 色彩基準（景観まちづくり計画：p62）に適合する必要がある。

※下記の色彩の例は、印刷のため正確な色彩と多少異なる場合がある。

